

予算審査特別委員会：平成27年3月10日（開 会 午前 9時30分）

委員長

皆さんおはようございます。さて、3月3日の定例会におきまして、特別委員会に付託されました平成27年度各会計の予算案を、本日より審議してまいります。委員の皆様方には活発なるご質疑をお願いいたしますとともに、町理事者また関係課長各位には、誠実なる答弁をお願いいたしたいと存じます。私といたしましても、委員会をスムーズにそしてその結論が適切に導き出されるよう努力してまいりたいと思っておりますので、皆様方の特段のご配慮とご協力をお願い申し上げる次第であります。それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。これより、本委員会に付託されました平成27年度平取町各会計予算について審査を進めてまいります。なお、発言される場合は、委員長の指名の後に発言されるようお願いいたします。それでは、まず、議案第20号平成27年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしましては、はじめに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第2表債務負担行為、第3表地方債と進めてまいりたいと思います。なお、委員会審査を進めていく上で、予算の年度別区分を明確にするため、本年度、来年度とはせず、必ず平成26年度あるいは平成27年度として、発言されるようお願いいたします。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入から質疑を行いますので予算書の11ページをお開き願います。よろしいですか。まず、予算書の11ページ。質疑ございませんか。藤澤委員。

藤澤委員

9番藤澤です。まず、この歳入に当たって、一番先に聞いておきたいことがございます。いわゆる滞納部分に当たる、整理回収機構と申しましたか、管内で3町ずつ職員が出てというふうに説明を受けてまいりましたが、例えば平取の職員が、整理機構に出向いた場合、あるいは出向いてない年において、単純な話、平取町の職員が出て行った場合は平取町の回収が多いのか。あるいは全般的にそういうことはないのかどうか、意味わかりでしょうか。

委員長

税務課長。

税務課長

ただいまのご質問にお答えします。平取町で、例えば回収機構に行って事務を行うということになれば、平取町の回収をやるということではなくて、平取町以外のところの回収を受け持つというふうに聞いております。以上です。

委員長

藤澤委員。

藤澤委員

とすると、自分の町の仕事のみはやらないということでもいいんですね。わかりました。

委員長 ほかございませんか。それでは私のほうから。今回この滞納の関係なんですけど、収納率が12%として変わらないんですが、今回債権条例ができたということもありますし、滞納整理機構に加入しているということでもこのパーセンテージが一向に上がっていないという、その辺の理由をお聞かせいただきたいと思いますが。税務課長。

税務課長 滞納繰越分の調定については26年度の決算見込み額から推計をしまして、現年分の26年度については決算見込み額の5%、あと25年度以前の滞納繰越分は85%が翌年度に繰り越されると見込み、その合計額から不納欠損額を差し引いて27年度の調定見込み額を算出し、その額に収納率12%を乗じて算出をしています。ここ数年の間の現年分及び滞繰分の収納率の増加によって年々調定額が減少しているので計上額が減ということになってるんですけども、ただいまのご質問なんですけれども、そういった意味で収納率が増加していることによって、滞納となっている部分の収納回収というのが非常に難しい債権の滞納になってるということで、その辺も含めて前年度と同様12%ということで収納率を設定しているということになってございます。以上です。

委員長 難しい債権の回収の部分だというのはもちろんわかるんですけどね、もう少し積極的な数字が出てもいいんでないかっていうことで、これ12%が変わらないというのがちょっと腑に落ちないなということで、今説明求めたんですけど、もう少し積極的な数字というのは出ないものか、その辺はどうなんでしょうか。税務課長。

税務課長 ただいまも言ったんですけど、やっぱり難しい債権だけが残ってるということで、年々収納率がやっぱり増加してってますので、残ってる滞納債権というのは、かなり回収が困難な債権ということになりますんで、そういった意味ではあまり収納率を上げて担当してる職員にプレッシャーを与えるということにもなりますので、12%ということで収納率を設定させていただいているということになってますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 はい、ほかございませんか。なければ12、13ページ。14、15ページ。平村委員。

平村委員 10番平村です。15でもいいですか。軽自動車のところの滞納処分なんですけれども、毎年多額の滞納があるんですけど、平取町では差押えとかそういうのはやってるんでしょうか。軽自動車を持つてる方は本当に普段日常的に使っているのに、このように滞納額が多いということは、ある程度差押えとかそういうのもやっているのかどうかちょっと。

委員長

税務課長。

税務課長

ただいまのご質問なんですけれども、軽自動車の差押えということによろしいんでしょうか。そうであれば軽自動車そのものの差押えというのはやっておりません。他の税金もそうなんですけれども、差押えしても保管しておく場所がうちはないんですね。ですんで、差押えしてもきちっと管理ができてなければだめだということで、そのまま外に置きっぱなしということにもならないです。軽自動車の差し押さえについてはやってはおりません。預貯金については、今言ったように差押えをやってますけれども、動産そのものについての差し押さえというのは不動産も含めてやってはいないということになってます。以上です。

委員長

よろしいですか。平村委員。

平村委員

入れるところがないからやらないっていうような話なんですけれども、長い時間入れとかなくても競売をかけたたりいろいろ方法はあると思うんですけど、その辺は考えていないんでしょうか。

委員長

税務課長。

税務課長

軽自動車税ということになると、生産手段ということにもなります。それで、それを使っていろんな事業をやったり、お金を稼いだりということにもなる。収入の、一つの生産道具ということになりますので、それを差押えしてしまうと、回収も難しくなるということも考えられますので、そこまではやっていないということになってます。以上です。

委員長

ほかございませんか。なければ16、17ページ。18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。鈴木委員。

鈴木委員

23ページの関係なんですけど、26年度4月から3%消費税が上がったというかたちのなかであります。そういったかたちのなかでありますけど、本年度27年度の予算につきましては、25年度当初並みの予算額が見込まれたかたちということになっております。上げたことによって景気がという部分もあったりするのかなというふうには思いますけど、そういった意味で25年度当初並みの予算額が見込まれる要因というのは、もう少しあるのであれば説明いただきたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。この予算説明でもありましたけれども、地方分が8%のうち1.7%の2分の1都道府県、2分の1市町村ということで配分されておりまして、地財計画上は若干伸びを示しているというところもございませけれども、私どもの予算計上といたしましては、あくまでもうすでに8%ということでの施行での交付見込みということで、26年度の見込みをかなり重視して計上したということもございましてこのような数値になったというところでございますのでご理解をお願いしたいと思っております。

委員長 よろしいですか。24、25ページ。26、27ページ。平村委員。

平村委員 27ページの地方交付税なんですけれども、26年度も減りまして、予算額よりもかなり減ったと思うんですけれども、今年もこの間の説明では7.3%ほど減って予算計上してると言っていたんですけれども、その辺の予算計上で大丈夫なのかどうか、ちょっと何か新聞では、かなり厳しいようなことがたくさんされてますので、どうなんでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 交付税に関しましては、平取町の半分ほどの歳入を占めているというようにございまして、この辺の見込みをどうみることが非常に私どもとしても注意を払うところなんでございますけれども、26年度の結果をみますと、かなり、しぼられるというような情報入ってございましたけれども、これほど小規模町村に厳しい結果になるとは予想できなかったということもあってですね、前年対比で2億円、予算対比でも6200万という減額を生じてしまったということもございまして。ただ、国の総体の地方交付税特別会計をみますと16兆台はキープしておりますけれども、これも1兆円分については26年度の補正をそのまま繰り越したというようなことございまして、実質の地方交付税特会はまだまだ地方創生分でどれだけ算入されるかというのは情報がまだ詳細ではありませんので、その辺を期待するところはあるんですけれども、やはり27年度も厳しくみざるを得ないというようなこともございまして普通交付税としては国は0.8%減ですけれども、やはり今年の見込みから推計しまして、当初はある意味厳しくみておきたいというのは私どもの考えでございますので、ご理解いただければと思っております。

委員長 藤澤委員。

藤澤委員 9番藤澤です。同じページなんですけれども、この特別交付税、特交、これはぼ

ちぼち金額が提示されると思うんですが、ただいままちづくり課長が申したように、厳しいという見込みでとらえてるんでしょうか。伺います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 26年度交付分につきましてはまだ3月交付分が出ていないという状況でございまして、もう特殊要素としてのシカ柵等が完了したというようなことで、通常に交付されるべきものというようなことでの押さえでありますけれども、この特別交付税に関しましては全国レベルでやはり緊急的に財政需要が生じたような、団体さんに手厚く交付されるというようなことがございまして、この間、冬季の豪雪ですとかそういった対策費にかなり流れるだろうというようなこともございまして、今、3億4千万程度、26年は見込んでおりますけれども、その予算がほぼそのレベルできてくれれば、よろしいかなというか、期待ですけれども、担当としてはその辺を見込みたいという気持ちはありますけれども、次の年の27年度の見込みとしてもやはり普通交付税同様、同じ特別会計の中でのパイの中のひとつということにもなりますので、やはりこれも前年度に比べて厳しく、計上を見積ることが重要なところかなという判断をしております。

委員長 ほかがございませんか。なければ、28、29ページ。山田委員。

山田委員 29ページ、児童福祉費負担金、常設保育所分、へき地保育所分と金額のつてるんですけども、この金額、子どもの人数も把握して計算されているものと思われまして、保育料の切り替えの時期が9月、そして8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定するという出てるんですけど、この辺のこと、どのような人数割りに前期と後期なってこのような計算になったのか、その辺ご説明願いたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。27年度から新しく新制度ということで変わりますが、まず切り替えは10月1日からということで、今のところ考えております。それで、今回9月までは平成26年度の税金で試算して、そして10月以降は平成27年度ということのなかでやっていきたいと考えております。それで、人数なんですが、基本的には新しく昨年より4名ほど増えてますが、そのなかで計算しております。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかがございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 この今の児童福祉費負担金、常設保育所の分ということについて伺いたいなど

思うんですけども。保育料の決定そのものは前年の所得税額によって決まるということ、2010年の年少扶養控除廃止にともなうということ、当時所得税増額が保育料に連動しないようにということで同控除相当額を税額から差し引く再計算ということが行われていたということでありましたけれども、今度ですね、子ども・子育て支援新制度の中ではですね、この再計算については、厚生労働省の各自治体への文書では再計算は行わないということとしたというふうに言われております。そういうことからですね、保育料の値上げが懸念される、そういう事態があるというふうに言われているわけでありまして、平取町の場合ですね、その再計算をするのかどうなのか、再計算をすればですね、今までと同じように年少扶養控除の廃止に伴っての所得税増額が保育料に連動しないということが、実質的に担保されるというふうに考えるわけですけども、その辺のことがどうなのか伺いたいと思います。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。基本的には国の指針のなかで本年度から実施していきたいということで考えております。本年度、区分的には国も8段階ということのなかで、新年度も8段階というなかで行なわれておりまして、旧年度につきましては委員のおっしゃられます年少扶養控除がありましたが、今度平成27年から扶養控除のないなかで計算をしていきたいということで考えております。ただ、まだ最終的な額そのものは、個人的な額というはまだ出しておりませんが、全体的な額的には上がる方もおられますし、下がる方もおられるということのなかで、全体的には額は変わらないのかなということではいまのところは考えております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

言われておりますところにつきましてはですね、3人以上の子どもを持つ世帯の保育料負担が増大する恐れがあるということが実は言われております。子育て支援ということについては、町自体も本当に町長の執行方針の中でも当然うたわれているかたちのなかでありますので、その辺、ぜひ対象者がどのくらいいて、どのくらいの再計算をしないことによって負担が増えるのかというあたりもきちんと精査した上でですね、ぜひ対応を考えていただければなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

この保育料につきましては十分検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長 ほかございませんか。なければ、30、31ページ。32、33ページ。千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。33ページの使用料の関係でお尋ねしたいと思います。まず第一に、2番目のですね道路占有使用料、今年度121万6千円ということで歳入見込んでるわけですが、前年26年度との違い、なぜこういう数字になったのか教えていただきたい。それともう一つ、同じく4番の町営住宅使用料、これは単純に古い住宅がだいぶ整理されてきて新しい住宅の入居料が上がったという理解でよろしいのでしょうか。その二つについてお尋ねしたいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは道路占有料の関係でございますが、これにつきましては26年、昨年の12月定例会において条例改正を行っております。道路占用料の改正を行っておりますが、道路法施行令の改正に伴いまして占有料の所在区分が3区分から5区分に変更され、そして地価水準の変動に伴っての反映した額に改正をされております。それで、うちのほうでの占有料が旧占有料でいくと、年間で約290万ほどであったのが、占有料の改正に伴って121万5千円程度ということになり、169万が26年度から減になるということでございます。以上です。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 27年度の増加の主な要因でございますけれども、入居している戸数でございますね、昨年度はすでに入居している戸数を354戸という見積りだったんですけども、その入居、まあ空き家が少なくなっているということもございまして27年度の見積りでは374戸で積算してございまして、これは実態でございますけれども、その分が増えたというのが主な要因でございます。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員 3番四戸です。32ページの1節の保健衛生使用料のうちの墓地使用料、大した金額ではないんですが、6万8千円。これは墓地を買う土地代のことを示してるんですか、それともまた違う何かあるのでしょうか。まずそれを伺っておきたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。保健衛生使用料ですけれども、まずこの墓地の使用料6万8千円につきましては、墓地、新たに使用するときを支払っていただくものでございます。墓地で1等、2等、3等という区分がありまして、1等につきましては本町の墓地、2等については去場、荷菜、荷負、貫気別、振内。3等はそれ以外というふうになってます。1等については1万3200円、2等が8800円、3等が5500円の使用料となっております。平成25年度につきましては5件、平成26年度につきましては現在まで5件の使用料ということになっております。以上でございます。

委員長 四戸委員。

四戸委員 わかりました。直接予算には関係ないと思うんですけど、でもこの墓地の関係でちょっとお聞きしたいんですけども、今ですね、全国的には無縁墓地がかなり出てきています。うちの平取町においても、家族がいなくなって、そういうお墓が結構出ているんでないかなと思うんですけども、その辺は課長としてどういうふうに認識されているのか、どのぐらいあるのか。

委員長 町民課長。

町民課長 この無縁墓地の関係につきましては先日も新聞等で報道されましたけれども、現在当町のその関係については、現在ちょっと資料持ってませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

委員長 四戸委員。

四戸委員 資料は後でもよろしいんですけども、今後ですね、やっぱりまわりからみても、やっぱり草生えてそのままなったり、誰もお参りしない、そういう寂しい無縁墓地なってるんですけども、今後その対策としてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 これにつきましてはやはり親族の方にちゃんと整理していただいて町に返していただくということになりますので、その辺をお願いするようになるかと思えます。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今、課長は家族の方と言いましたけども、家族もいない、そういう墓もあると思うんですよ。だから、その辺十分に今後検討して、どう処理していくか、考えていただきたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 その辺、公費で処理するかどうかについては今後十分検討させていただきたいと思います。

委員長 ほかがございませんか。安田委員。

安田委員 11番安田です。すみません31ページ。生活館使用料なんですけども、前年度と比較すると25万7千円ほど減ってるんですけども、葬儀が少なかったのか、何か、理由ちょっと聞かせてください。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 それではただいまのご質問にお答えいたします。今回の使用料につきましては、平成23年度から平成25年度3年間の平均値を出して予算を計上したということでございまして、結果として、25万7千円の減額ということになっているところでございます。

委員長 ほかがございませんか。32、33ページございませんか。なければ34、35ページ。丹野委員。

丹野委員 35ページの牧野の入牧料なんですけど、前回決算のほうで質問したんですけども、使用料を下げたくさん牛を扱うようにしたらいいっていう質問したら課長は農家の人の声を聞いて検討しますということだったんですけども、ここで増えてるっていうことは下げて増えたっていうことですか。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。入牧料については料金の引き下げは行っておりません。それで、平成27年度540万の予算を立てておりますけれども、これにつきましては26年度の実績から数字を出しまして、27年度の数字としておりまして、25年度から26年度の比較でかなり数字が上がってきたということで、牧野の使用料につきましてはかなりの頭数増えてきているという現状にありますので、その数字でのせてもらっているところでございます。入牧料につきましては、管内比較しても平取町については他町よりもそんなに高い数字じゃな

いということもありますし、委員言ったとおりに下げると収入を上げるというような考えもありますけれども、現状かなり利用が上がっているということで当分の間は今の入牧料で進めたいというふうに考えているところであります。

委員長 丹野委員。

丹野委員 実績ということですけど、前は農家の人の声を聞いてみるという回答だったと思うんですね。その結果、そうなったのか、それとも今ちょっと牛肉が高いのでね、預ける気になったのかどうかちょっとわかりませんが、安くすることによってもっと利用が上がるんじゃないかなと思うんですね。その辺の声を聞いたんですか。

委員長 産業課長。

産業課長 農協の振興会ですとかそういうところに職員ですとか町長、副町長も行って総会の中で出される意見等も参考にしながらということで、その中で特に入牧料が高いので引き下げをというような意見は出てきてなかったということでございます。できれば先ほど言ったとおり、他町と比較してそのように高い金額ではありませんので、このまま進めていきたいというふうに考えておりますけれども、平成28年度からの総合計画等、長期計画立てていく際にまた各団体、また農家の方、意見再聴取しながらその声を反映させながらいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 ほかがございますか。安田委員。

安田委員 同じ町有牧野の使用料についてなんですけれども、町の牧野に放してる民間の人とか農家の人の牛の頭数と、川向の牧野の牛の頭数、牛やら馬やらいるんですよ。その頭数、わかれば教えてください。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。26年度の川向牧場のほうの入牧頭数でございますけれども、農用馬で4戸の農家から24頭、これは実頭数になります。乳牛のほうは3戸で26頭入っているというかたちになっております。芽生のほうの牧野につきましては、肉牛で農家戸数6戸で119頭が入っているようなかたちです。それと畜産公社のほうでは46頭ということで、すべて合計すると215頭が入っているというようなかたちになってございます。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかがございますか。なければ36、37ページ。千葉委員。

千葉委員

6番千葉です。2点、1節と4節の部分でお伺いしたいと思います。鉄道記念館使用料、1節の部分でございます。今現在障がい者支援の相談窓口としてですね、なないろが開設されましたけども、その兼ね合いとしてですね、鉄道記念館の使用料含めて福祉会との関係、このものに対する考え方、今後はどういふふうに考えていくのか。まだ開設されたもので私もちょっと何回か足を運んでみたんですけども、全く無償で、使ったその電力とか水道とか以外は負担は福祉会の負担でいっているのか、その辺の将来的な考え方、見込みはどうなっているのか伺いたいと思います。それから、4節ファミリーランドの使用料もあわせてお伺いします。キャンプ場とかパークゴルフ場含めてですね、私ゆからのオープンに当たってはもう少し攻めの歳入予算でよかったのかなと。歳入見込みでもよかったのかなというふうに感じてますけども、その辺の今年度の歳入見込みをあげた内訳を教えてくださいたいと思います。

委員長

振内支所長。

振内支所長

鉄道記念館の使用料に関しまして、現在社会福祉法人平取福祉会と鉄道記念館使用貸借覚書を結んでおりまして、現在電気料と水道料につきましては町のほうで負担をして、灯油とLPガスにつきましては社会福祉法人福祉会のほうで負担しております。まだ昨年10月から社会福祉法人で使用したばかりでございますので、これからどの程度の電気料等がかかってくるか、これから改めて検討して見直しをかけてまいりたいと思いますので今後ともまた検討していきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

産業課長。

産業課長

ファミリーランドの使用料の件についてご説明したいと思います。議員おっしゃるとおり、温泉も新しくなっておりますし、もう少し攻めの数字でプラスが出るようなかたちという指摘ではないかと思うんですけども、平成26年度の実績の数字について、お答えさせていただきたいと思います。平成26年度ファミリーランドのパークゴルフ場につきましては、100万弱の使用料になってございました。キャンプ場につきましては232万ほど、バンガローにつきましては130万、テニスコートで14万ほどの使用料ということで、トータルで500万弱の使用料というかたちになってございます。26年の予算編成のときに見込みで数字を出してきたところでございますけれども、温泉が新しくなるということでかなりファミリーランドのほうの使用料につきましても、倍増近くいくんじゃないかというような数字を計上したところでございますけれども、攻めすぎたということで、かなり実績をみた段階でそこまではちょっと伸びていなかったというような現状でございましたので、平成27年度

については攻めてはいるんですけれども26年度と比べては若干減るような私たちの数字でございまして、あげさせてもらっているところでも、それで、見込みとしまして、パークゴルフ場等が温泉の利用に伴ってかなり使用が増えるんじゃないかというようなこともみていたところでも、温泉のオープンが7月になったということと、年度の前半につきましてはかなり天候も良く、利用もあったわけなんですけれども、8月あたりはかなり雨の時期があったということもありまして、その部分で料金が思ったよりも伸びなかったのかなというふうな考えもしております。平成27年度の予算編成に当たっては、26年度の予算編成よりも若干下げてはおりますけれども、パークゴルフ場等については公認のパークゴルフ場の認定をとるような予定で考えておりますし、それによりまして多くの人に来てもらうような考えをしておりますので、26年度につきましては温泉のオープンに伴って温泉のPRをかなりやってきたところでも、27年度については温泉のほかにファミリーランドの施設のPRも十分に行って、充実させていってですね、料金については伸ばしていきたいというふうに。26年度から若干、減っているようなかたちですけれども、ここ4年5年の利用料からみれば伸びるようなかたちでというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長

千葉委員。

千葉委員

まず1節の鉄道記念館使用料について再度お伺いしたいと思います。確かに遅咲きで去年の10月オープンということで開設されたわけでも、やはり平取福祉会との話し合い、あそこの施設を利用することによって鉄道記念館を利用することによっての詳細な話し合いは最初の段階で私はなされて当然のことかなと思ってるんですけれども、先ほど聞いてましたら電気、水道いわゆる光熱費関係のもの区分というのは支所長おっしゃってたとおりでいいと思うんですけれども、やはり、平取福祉会との兼ね合い、これはもうこのまま永久にその無償で、要するに使用料的なものとか事務所の償却とか含めた考え方、今後とも持たないということによろしいのでしょうか。まずその点について伺いたいと思います。

委員長

振内支所長。

振内支所長

現在、鉄道記念館使用貸借覚書というのを社会福祉法人与自然と取り交わしておりますが、これにつきましては永久的にこの状態でなく、やはり、その都度見直しをかけて、その状況に応じて覚書もまた検討しながら変えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

委員長

千葉委員。

千葉委員

わかりました。ぜひその辺を煮詰めてですね、きちっとひざ交えてお話し合いをしてちゃんとした協定を結んでいただきたいなというふうに思っております。それと4節のファミリーランドの使用料、これは今庄野課長おっしゃったとおりかなという部分もある程度はうなずけるんですけども、やはりですね、私は歳入の予算を決めていくということは、相当量理事者側もその見込みの数字とかですね、先ほど天候の話も出てましたけども、それによってもやっぱ相当変わってくるなという思いでありますけども、やはりせっかくゆからのオープンにあわせてですね、町内外から注目されている施設であるし、それからいわゆる雑誌のじゃらんとかですね、その他もろもろ旅行雑誌の媒体を含めてですね、これからどんだんやっぱり売ってく施設だなというふうに思っておりますので、平成27年度のこの予算に対しては、とりあえずはうなずきますけども、やはり大事なのは平成27年度の推移をみてですね、来年度、またしっかりした予算を立てていただければなという希望もありますので、どうかその辺よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。平成26年度の予算編成に当たっては、各施設の使用料の見込みについて、過去4年間の平均の数字に一定程度温泉の新築に当たって利用料が伸びるというような予想で立てたところでございます。例えばパークゴルフ場につきましては4年間の平均が110万程度でございましたので、26年度の見込みとしては2倍をみていたと。キャンプ場で1.7倍、バンガローで1.5倍、テニスコートで2倍の利用があるという見込みで26年度の歳入予算を組んだところでございます。先ほど説明したとおりですね、平成26年度についてはそのような実績の数字になっておりますので、平成27年度については、攻めてはいきますけれども予算編成の考えとしては、26年度の使用料に対して50%の伸びをそれぞれかけまして、この722万円というような数字を出してるところでございます。議員おっしゃるとおり、そういう広告ですとか媒体を利用しながらさらに利用者の増となるような施策を組んでいきたいというふうに考えておりますし、先ほど申した通りですね、パークゴルフ場についても公認コースの認定をとるような予定でおりますので、PR等についてもやっていきたいと考えておりますし、またそのほかに温泉とあわせて利用した際に割引があるようなかたちのパークゴルフ場の料金設定も今考えているところでございますので、そういう面でも利用者をもう少しでも増やしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員長

ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員

4節の今千葉議員から出ている二風谷ファミリーランド使用料については私も同じような考え方でいて、先に千葉議員のほうから出ましたので、この件については質問しないようにします。それでですね、今課長の答弁に出ていましたパークゴルフ場の公認予定という話が出ていました。これ予定なんですけれども、その予定で何月頃から公認にしようと考えているのか。またそれと公認コースにすると、スコアが66ということで、今のコースを縮めるのかなという考え方もあるんですけども、その辺について、どういう考え方をしているのかちょっと伺いたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。公認コースにつきましては、4月末からオープンするようなかたちになりますので、オープンしてなるべく早い時期に認定員の方に来ていただいて公認コースとなるような条件が整っているかどうか、検定というかそういうのを見てもらうかたちになりますので、できれば5月、6月中には取りたいというふうに考えております。公認コースをとって何かメリットがあることがあろうかと思うんですけども、大会等、公認の大会等と呼んでこれるということもありますので、その分で大会等も多く開催されて、人が多く入ることが予想されるのではないかということで公認コースをとる予定でおります。またコースの距離等については今のアウトコース1番から9番までについてはほとんど条件にあっているような長さになっておりますけれども、インのほうで長過ぎるということで、うちのパークゴルフ場のほうが距離がありすぎるということで、かなり距離を縮めるようなかたちになってまいります。スタートのティーランドといいますけれども、その場所を前にずらしたりとか、そういうことをしながら公認にあったようなかたちのコースにしていきたいというふうに思っておりますけれども、その部分については特にお金がかかるというようなことじゃなくて、スタートするところを前にずらして、若干土を盛ったりということですので、そういう処置をしながら公認コースを取っていきたいというふうに考えております。

委員長

ほか、松原委員。

松原委員

7番松原です。今のファミリーランド4節の件なんですけれども、千葉さんなり四戸さんも質問されましたけども、ここの管理の施設の整備なんですけれども、スケートリンク場だとかそういうところのまわりの施設の整備についてはどのように、これから考えているのかお伺いします。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。スケートリンクについては、平成26年度は開設をいたしませんでした。それでこのまま廃墟化していくとかなり見苦しくなるということで、まわりの草刈りですとか、中で資材がぼろぼろになって、例えば中のリンクのフェンス等ですね、についてかなり老朽化していくというかたちになれば、その部分についてはファミリーランド全体、森林組合のほうに管理を委託しておりますので、そちらのほうと協議しながら、撤去なり草刈りは十分やってくというかたちで環境の保持については検討していきたいというふうに考えております。

委員長

ほかございませんか。平村委員。

平村委員

平村です。同じく二風谷ファミリーランドのことなんですけれども、ファミリーランドの使用料は委託業者の森林組合のほうに取り扱いをやってもらっていると思うんですけれどもこの料金の公金の扱いはどのようになっているのかと、毎日去年の場合は管理棟にいる職員も代わる代わる森林組合の人たちが入ってたので、何か私の友達が行ってたなら、料金は町内も町外も一緒に扱って、名前も書くようにも言われなかったというご批判があったので、その辺をきちっとね、PRで看板にも書いてないし、それからスタート時点も管理棟の前からスタートするんであればいいんですけれども、ずっと中のほうに作ってあるんですよ。休むところ。そういうのもね、ちょっと何もわからないで管理棟に入らないでまっすぐあそこから無料でやってるお客さんがたくさんいたということなんで、その辺も考えながらきちんとやらないと変に不信感を持たれますし、森林組合の職員が入って、その名前もね、町外か町内かも書かないで、そしたらそういう公金の扱いはどのようになっているのか、その辺がとても町民の人が疑問に思っているのできちんとしないと、やはり、特にこの料金がこうやって多くなってくるとやっぱり不信感を抱かれますので、その辺をもうちょっとしっかりやったほうがいいかなと思うんですけど、その辺の公金の扱いについてはどうなんでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。公金の扱いにつきましては管理棟のほうで料金を徴収いたしまして、その日集まった分につきましてはその日のうちにとましの夜間金庫のほうに入れるというようなかたちで扱っております、例えば森林組合の事務所ですとかうちのほうに持ってきて、うちの事務所で置いておくというような管理はしておりません。その日の分はその日のうちに夜間金庫のほうに入れて、きちんと管理をしているというようなかたちになってございます。それ

で町のほうへの報告につきましてはそれぞれ日報つけてもらってですね、毎月1回月報のようなかたちでその数字と毎日入ってる夜間金庫の数字を照合しながらやっているというようなかたちでございます。それと町外の人、町内の人、名簿をつけなくて徴収しているということがあったということでございますけれども、役場のほうからは森林組合のほうにはじまる前に十分話をしてですね、料金等、町外町内変わってる部分もございまして、年会員の方ですとか、高齢者の方とか子ども方、いろいろ使われる方いますので、その辺は確認をしていただきたいということで説明をしておりますけれども、それがそのようなかたちがあったということでありましたら十分に指導されてなかったということになりますので、今年度につきましてもですね、きちんとそういうかたちを、名簿等をきちんと書いていただいて、きちんと料金についてはとっていただいて、きちんと管理をしていただくというようなかたちで指導していきたいというふうに考えております。ただ大変忙しい時期になると、何人も待つてくるということで、それでそのような事態があったのかなというふうにも考えますので、その辺もですね、繁忙期には1人では足りない場合については補助の人をつけていただくとか、そういうことも森林組合と協議をしながら、いきたいというふうに考えております。それとスタート場所の部分ですけども、管理等から若干離れていますので、150メートル200メートルぐらいあってスタートの場所になってくるということで、利用される方が非常に不便なんじゃないかという声もございましたけれども、車で来られる方については管理棟の前で1回受け付けをしていただいてスタート前のところに駐車場がありますのでそちらのほうまで移動していただいて、あずまや等があってそこからスタートするというかたちになってございますので、今の管理棟を利用しながら料金徴収を行っていくということになると、今のかたちが一番良いかたち、流れ的に良いかたちかなというふうに思っておりますので、そこまで行って、スタートの場所に行くっていうのをきちんとわかりやすく道路にいろいろ看板等で受け付けについては管理、管理棟終わったらスタートはそちらというようなことで、管理している方にもそういう話をしていただきたいと思っておりますし、利用者のなかからはパークゴルフ場の中に、コースの途中で公衆トイレ等がないんで、その部分が非常に不便をきたしているという話も聞いておりますけれども、なかなかトイレ等の設置についてはかなり料金もかかるということもありますので、スタート前に管理棟に行ったときに中のほうに途中でトイレありませんので、事前にそういうのは済ませておいてくださいという周知もしていく、また看板等も立てていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ38、39ページ。40、41ページ。42、43ページ。44、45ページ。46、47ページ。48、49ページ。50、51ページ。52、53ページ。54、55ページ。56、

57ページ。58、59ページ。60、61ページ。62、63ページ。64、65ページ。66、67ページ。68、69ページ。70、71ページ。72、73ページ。74、75ページ。76、77ページ。78、79ページ。千葉委員。

千葉委員

6番千葉です。79ページの2節雑入の内訳のことで一番下のびらとり温泉指定管理者納付金のことについてお尋ねしたいと思います。平成27年度、200万円の歳入見込みということであげてるわけですが、これは一応契約をした15年間この金額で推移していてもという見込みがあるのか。それともやはりある程度の年数を経過したことによって、見直しをかけて変動がある納付金なのか。その辺の将来に向かった考え方をお聞きしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。びらとり温泉の指定管理者の納付金につきましては、26年度予算編成に当たりまして議会の全員協議会、また産業厚生常任委員会等で指定管理の協定書の説明等をさせていただいております。それによりまして管理業者が納付金ということで予算計上しているところでございます。昨年からみまして、昨年は360万ほど予算をみていたところでございますので、それからみるとかなり減になっているところでありますけれども、この納付金につきましては固定ということではございませんで、ある程度管理者のほうの収支状況、温泉の売り上げといたしますか、その状況によって変動するというようなことになってございます。昨年につきましては7月に正式オープンをして、それからかなりの人数入っているということは産業厚生常任委員会でも報告させていただいているところでございますけれども、アンビックスと協議をしたところ、かなり初年度でアンビックス自体も温泉のほうにお金をかなりかけてPRですとかいろんなできあがったばかりで改修する場所等ないんじゃないかと思われまして、実際に使ってみて、すでにレストラン等については厨房の音が食べるところにちょっと聞こえてくるということで壁を配置したり、奥のほう、宿泊の方が食事をされるテーブルについては照明がちょっと暗いということもありまして、その照明を直したり、または客室のほうでもですね、自動的に電気がつくようなかたちになっておりまして、実際に泊まっていたと夜トイレに行った際に1回1回電気がついて非常に眠る場合に支障になるというような声もあって、その改修をしたりということで、その部分についてはアンビックスの負担で改修をしていただいているところでございます。そのようなことがありまして年間年間の収支によりまして、町と協議をしながら納付金については決定をしていきたいというふうに考えておりますし、町としましても納付金が多いほうがもちろんありがたい話でありますので、その辺も

入館者、宿泊者が増えるようなかたちのPRですとかそういう部分については行っていきたいというふうに考えております。納付金についてはその年度その年度の収支の状況によりましてアンビックスと協議をしながら決定をしていくということで、27年度については200万円の計上をさせていただいたところでは。

委員長

千葉委員。

千葉委員

今後の考え方は、やはりいろんな推移をみてこないとわからないという分もあると思いますのでその辺はよくアンビックス、指定管理受けてるほうと話し合いながら、進めていってもらいたいなというふうに思ってます。ところでこの納付金とされてくる金額の計上のいわゆる使い道、あるいはその積立てにして大きな修繕が必要なきに使用しているのか、その辺の区分も考え方として将来的にあるとは思いますが、一つやはり町民のほうから声が出るのは、7月オープンしてですね、昨年、きてるなかで、やはり障害者、特に高齢者含めて足の悪い方の意見としてですね、やはりエントランス入り口のところからですね、やはりかなり入り口に入っていくまで、バス降りてからでもそうなんですけどけっこう大変だな。まあ手すりを、例えば具体的に言うと設けてもらいたいとか、雨の当たらない、屋根のある部分だけでもバスが来る、待つ時間帯にですね、腰かけるような椅子が欲しいとか、あるいはその施設の内部の詳細、まだまだちょっとあるわけなんですけど、段差がちょっときついな、この部分もうちょっと解消できないのかなという部分とかも含めてですね、浴槽もそうなんですけども、洗い場も含めて、いろんな意見多分いっぱい出てくると思うんです私これからも。そんななかで、こういった納付金を含めてですね、町が負担するのがいいのか、それともやっぱり指定管理受けていく部分で、負担をさせていくことが、まあこれが一番望ましいんだろうけども、その辺の具体的な話し合いはやはり今後ともですね、やっぱり続けていく必要があるなど思ってますけども、とりあえずこの納付金についての扱い、今後の扱いはどのようにしていくのか、そのことについてもお伺いしときます。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。納付金の使い道ということでございますけれども、平成26年の予算委員会の際に説明をさせていただいたとおり、納付金の部分とファミリーランドの使用料、売店の売上等をあわせて、その部分をファミリーランドの管理委託料のほうにあてるというような説明をしております。先ほど説明したとおりファミリーランドの使用料については思ったよりも伸びていないというような状況でございますし、納付金についても26年度の予算よりは下がっているというかたちでありますけれども、今年度の27年度の予算編成に

当たりましては先ほど言ったいろいろな経営努力をしながら使用料、また温泉の利用料についても入場者についても伸ばしていきたい、すでに温泉のほうは博物館、萱野茂アイヌ資料館と三者で割引券等を発行して利用者を増やしていきたいというようなことも行っておりますし、先ほど言ったとおりパークゴルフについてもパークゴルフと温泉を利用した場合についての割引等も考えておりますので、そういう部分で、入館者、宿泊者を増やしてですね、予算にそった数字で何とかいきたいというふうに考えております。今後の温泉等のなかでいろいろ出てくる修繕ですとかその部分については、協定書でうたっておりますとおり、本体にかかわる重大な部分については町が修繕をしていきますし、小破、少ない部分の修繕についてはアンビックスのなかで修理をしていただく。またその場合についても町と協議をしながら費用区分については十分協議をしてやっていただくところはやっていただく、町がすべきところはやっていくというようなことをきちっとはっきりさせながら、進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長

今の納付金に関すること、ほかございませんか。なければ、ほかございませんか。松澤委員。

松澤委員

4番松澤です。ただいまの79ページの雑入の糠平・幌尻林道シャトルバス利用料なんですけど、26年度に比べるとかなり金額が低くなってるんですけども、登山する人が減っているのでしょうか。その要因と解決策は考えられるのか、あとその下の幌尻山荘利用者負担金っていうのは変わってないんですけども、これは関係しない項目なんですか。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。シャトルバス利用料につきましては、26年度のシーズン中の実績といたしましては、利用者が1358名ということでございまして、予算としては3千名の方が登られるということを想定して計上したということでございます。26年度の要因としては、8月期の、非常に登山者が多い時期に長雨で約3分の1が運行できなかったというようなこともございまして、決算値としては非常に少ない460万程度の歳入しか見込めなかったということになってございます。今回の積算に関しましては、過去3年間の平均利用者数を鑑みまして、1900名の利用ということで、今往復で3500円という単価を設置してございますけども、消費税を上げたときもこの改定をしなかったということもありまして、今回これを4千円に改定させていただいて、計上したいということで。当初シャトルバス運行に関しては利用料等でやりくりできる状況を見込んでいたわけなんですけども、なかなか利用者が伸びないと。それから、一つの要因としては新冠ルートで登られる方が非常に多くなってきた

ということで、これは沢登り等もなく、天候に左右されずらいというようなコースもありましてそちらを選択するツアーなんかも増えてきたということも減少の要因ともなっておりますので、この辺27年度ですね、山岳会とも検討しまして、やはり幌尻登る醍醐味はですね、この糠平川ルートなんだということをもっとPRさせていただきながら、増水した場合の回避ルート等も調査をさせていただいてぜひこちら側から、糠平川ルート側から登っていただくような努力をさせていただければというふうに思っております。以上です。

委員長

産業課長。

産業課長

幌尻山荘の利用者負担金について説明させていただきます。幌尻山荘の利用者負担金につきましては山岳会のほうから町のほうにいただいているというようなかたちになっております。管理のほうを山岳会のほうにお願いしておりますので、山荘の宿泊者の料金につきましては山岳会のほうに入りまして、そちらから利用料金ということで毎年20万という金額を町のほうに納めていただくというようなかたちになってございます。これについては人数が増えた減ったで料金が上下するようなかたちではなくて、定額ということでございます。ちなみに平成26年度の幌尻岳の登山者につきましては、人数が年度で2154名が利用されているというようなかたちになってございます。今まちづくり課長が言ったとおり、前年対比でいきますと、天候等の不順ですとかそういう部分もありまして、前年対比で72.8%ということで、人数がちょっと減っているというような状況もありますので、その部分については多くの方が安全に登山していただくようなかたちの方策を検討しながら、ぜひ幌尻に登る際には平取側から登っていただくというようなPRをしていって、人数を増やしていきたいというふうに考えております。

委員長

松澤委員。

松澤委員

ルートのことなんですけども、ちょっと私山登りもしたことありませんし、ちょっと行ったことないんですけども、こちらのほうから行く場合、バスで行きまして、降ろされてからけっこう車も通れそうな道をかなり歩かなきゃいけないというのもこちらのルート選ばない理由っていうのちょっと聞いたんですけど、そのことについて解決するってこと町としてはできないことなんじゃないかな。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。登山される方につきましては、だいたい多くの方はとよぬか山荘からシャトルバスで行って、第2ゲートというところまでシャトルバス

で行くようなかたちになります。そこで降りてから北電のダムがあるところまで歩いて行って、そこから山に入っていくとかたちになりますけれども、距離的には結構ありますけれども、新冠ルートからみるとそんなには距離はないと思います。ただ渡渉があるということで、登っていくまでに6回、7回川を渡っていくということがありますので、少し大雨が降った場合については安全を期してシャトルバスの運行をやめるだとかそういう部分がありますので、天候によってキャンセルさせてもらったりということがあって、非常に人数を増やすというのは難しい状況、その年の天候によってそういう状況が出てきているようになっております。それも踏まえてですね、登山のルートについては、現在のルートのほかに渡渉をもう少し少なくできるようなルートがないかということで、それを27年度で検討して、より多くの方が上りやすいような山にしていきたいというふうに考えているところであります。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ80、81ページ。82、83ページ。それでは私から83ページの農業債3200万についてであります。農業者の就農促進対策事業というのがございますが、これ1件400万ということで、2件分となっておりますけど、これちょっと制度が変更になって所得制限もつけてきたということなんですけど、その辺の金額的なもの、どのぐらいの所得でどういうふうになったかというところの説明をちょっと、詳細というかそこまではいいんですけど、おおまかな説明をお願いしたいと思います。産業課長。

産業課長

それではお答えさせていただきます。この農業者就農促進対策事業900万円につきましては、26年度では800万ということで100万の増額をさせていただきます。今までは400万2件ということで400万上限、それと中身については、栽培ハウス、または附帯する設備の整備に関する経費、これが補助率2分の1で上限400万、畜舎の新築及び増改築に対する経費で、これも補助率2分の1で上限400万というかたちで実施をしてきておりました。27年度900万ということで、新たに基盤整備ですとか、農地の取得等に対する経費についてもこの補助でみていきたいということであげているところでございます。土地等の取得及び借り受けに対する経費については、補助率2分の1で100万上限、そのほかに基盤整備に要する経費、暗渠ですとか排水ですとかそういう部分ですけれども、新設する場合については、補助率2分の1で100万上限、そのほかに家畜等の購入に要する経費、これについても補助率2分の1で上限100万というかたちでの要綱に新たに4月からする予定になってございます。ただ前提条件としましては直接生産に必要な施設等の設備投資に要する経費に対して行う支援というようなかたちになってございます。補助を受ける際の要綱、所得要件等でございますけれども、要綱の変更でございますけれども、まずはじめに、今までは18歳から45歳以下のものというようなか

たちでございましたけれども、新たに18歳以上50歳以下の方というかたちに要綱をかえてきております。これについては施設ハウス等については、けっこう高齢までやれるということで50歳までに整備をしても、その採算がとれる年数、70歳、75歳までやっているとじゃないかということで、補助を受けれる部分については5歳上げているようなところでございます。また補助金に対する所得要件でございますけれども、この部分については世帯の総所得を、農業従事者数で割り返して算定するという、これは現在中山間地域の直接支払交付金の中で使われている要件でございますけれども、それを組み入れながら所得制限をしているというかたちでございます。具体的にどのような金額になってるかということでございますけれども、全国消費実態調査というのがございまして、その地域別1世帯あたりの1か月の収入と支出、それを割り出しまして北海道における統計結果を出しまして、うちの場合は夫婦でやっている、また後継者が来ている等を考慮して1名あたりの所得については370万という制限をしながら、所得制限を出しているところでございます。以上です。

委員長 ほかございませんか。なければ84、85ページ。鈴木委員。

鈴木委員 84ページ住宅債、住宅リフォーム促進助成事業というふうにご数年ずっとやってきているわけでありましてけれども、その住宅ということでいままでかぎってやってきたということがあります。ただ、いままでもですね、実は商工関係の方から、店舗の改修というようなことについての希望はないのかというお話を申し上げたことがありましたけれども。その店舗の改修するにあたり経営のこと考えるとなかなかしたくてもできないというようなお話も実は聞いておりました、なかなか切り出す機会がなかったんですけれども町内の店舗のですね、場合、住宅部分も含めてですね足場を組んでおられるのを実は見受けました。その方が住宅リフォームの関係について申請されているかどうかについては存じ上げておりませんが、そういった意味ではですね、やはりこれから町並みをきれいにしていくという考え方も含めてですね、そういった店舗に対するリフォームについての助成措置というの、まあこれは住宅リフォームとはまた別な観点から検討していく必要あるんじゃないのかなというふうに思うんですけど、その点について伺いたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。今ご質問にあったとおり、この予算計上している制度に関しましては、あくまで営業部分は除くというような規定がございまして、一般的な家屋のリフォームというようなことを対象にしているというところでございます。今回国の補正で、いわゆる小規模リフォーム等も対象にしたいとい

うことで、よりそういったものへの対応を、幅を広げたいというような方向性ではあるというふうに考えてございまして、いわゆる住環境、大きく見たその町並みですとか、そういう視点も非常に大事なものがあるのかなということもございまして、ぜひそういった視点でどうするかという意味で制度をどうするかということ、やはり今後新計画、長期計画の中でもぜひ検討させていただければというふうに思っています。

委員長

産業課長。

産業課長

それでは鈴木委員後段の質問の部分で、商店街のリフォームですとか町並みの部分なんですけども、商工会のほうともいろいろ情報交換をさせていただいております、そういう話もしているところでもございますけれども、非常に難しい部分、後継者がなかなかいない、自分の代で終わったらもう店をしまうつもりでいるというようなかたちの方が多いうふうに聞いておまして、後継者の部分だとか、プライベートな部分になってきておりますので、商工会自体も非常に、事務局長の話では非常にデリケートな部分でそこに割り切って商店を新しく改築したり、新築したりというのは非常に難しい状況であるというふうなかたちで聞いております。今後でありますけれども、28年度以降の総合計画等でも町並み、これについては公共施設も含めた町の整備にかかわってくる部分もかなりありますので、今病院等の新築ですとか、話によると農協の事務所についても、新しく建てるのではないかという話も聞いておりますので、それも含めてですね、どのようなかたちにしたら平取町の町並みがきちんと計画的に整備されていくのかというのを庁舎内等でも協議をしながら進めていきたいと思っておりますし、商店街の町並み整備、リフォーム等についてもその中で協議をしていきたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。それでは84、85、ほかにもございせんか。86ページ。休憩いたします。それでは開始を11時10分といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時10分)

委員長

再開いたします。先ほど四戸委員からの質問で一部回答されておりましたので、町民課長より説明をさせていただきます。町民課長。

町民課長

それでは先ほど四戸委員からご質問のありました、13款1項3目衛生使用料1節の保健衛生使用料の墓地使用料のことでご回答をさせていただきます。先ほどのご質問につきましては、町内の墓地でお墓を守る人が亡くなるなどして、管理がされず荒れ放題になってしまった墓について、町で把握をしているのか

というご質問だと思いますけれども、現状については町でこれらのことについて、把握はしておりません。管理されていないといいますが、一概に管理する方がいなくなって荒れ果てているのか、また管理する人はいても、町外におられたり道外におられたりでなかなか手が行き届かないということで管理されていない場合もありますので、基本的には使用しなくなった場合には、使用者の方は原状に復帰して町に返還してもらう規則になっておりますけれども、その辺まず一目見て荒れているようなお墓について、地元の自治会とも協議しまして、まずは現状の把握をさせていただきたいと考えております。この問題につきましては、いろいろ新聞等でも大きく報道されまして、道内などでは自治体の負担で撤去する動きが出てきているようですけれども、撤去するにしても40万円以上の費用がかかるということ、また撤去するにしてもお墓についてはあくまでも個人の財産ということでございますので、以上のような問題がありますので、まずはその本当に荒れてしまって、現状ひどいというようなところをですね、調査をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

委員長 よろしいですか。それでは、次に歳出の質疑を行います。88ページお開き願います。88ページ、ございませんか。89、90ページ。松澤委員。

松澤委員 90ページの13節委託料です。番号法関連例規整備委託料とふるさと寄付金包括業務委託料について伺いたいんですが、その下の14節の使用料の中のふるさと寄付金システム利用料と19節の地方公共団体情報システム機構負担金について、この上の二つと関連のあるものでしたらあわせて説明願います。

委員長 総務課長。

総務課長 90ページ13節委託料、番号法関連例規整備委託料であります。これにつきましてはいわゆるマイナンバー、国民番号制度の施行に基づくその前提となる例規等の整備を業者に委託して実施する委託料の経費であります。その四つ下のふるさと寄付金包括業務委託料につきましては、昨日一般質問でも質問いただきましたが、ふるさと納税に関しましてその返礼品及び事務等、発注や配送等を業者に包括して委託しようというふうに考えておまして、その経費、ちなみにこの118万円というのは先ほど歳入のほうで200万を計上いたしておりましたが、そのうちの59%、返礼品について寄付金の半額程度を見込んでおまして、残りの9%は業務手数等々に関する委託料と見込んでございます。14節のふるさと寄付金システム利用料につきましては、昨日も一般質問いただいたなかでお話し申し上げたインターネットのふるさと納税に関するインターネット専門サイトでありますふるさとチョイスというのがありますが、そのシステムに入っていくと、商品、返礼品等の写真等の掲示をさせて

いただくための経費であります。19節の地方公共団体情報システム機構負担金というのは、先ほど申し上げましたマイナンバーの関係で全国に中間サーバーというもの、すべての住民の記録を集める中間サーバーというものがああります。それは、日本に2か所、関東地区と関西地区に2か所おきますが、そのための経費としましてこれは国から10分の10分の全額の補助で441万7千円、10分の10の補助をいただいて町がこの金額を支出するものであります。これはマイナンバーに関するものであります。申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。山田委員。

山田委員 今回のマイナンバー制度の負担金でございますけども、13節の整備委託料も含めましてこのマイナンバー制度でチラシ、国からのチラシで平村議員の一般質問の中で説明されたんですけれども、このマイナンバー制度をすると事務手続だとか今までの住民が来て書いて、受け取ってそれに対してやってくれるというシステムがなくなるというか、番号の札を持っていけば簡単に事務処理がスピーディーに行われるという認識で理解してたんですけども、それを含めるとそういう事務的なことが負担が軽減されるということを見ると、収入の中で総務の手数料として戸籍だとか住民票、これの手数料がまたいただけるということで前年と同じ程度の収入を見込んでおられるんでしょうけども、このシステムを利用するとかなりの負担軽減ができるということで、この辺の手数料的なものは変わらないでしょうか。値段も含めて。

委員長 総務課長。

総務課長 その事務手数料の部分につきましては見直しというのは考えてございません。以上です。

委員長 よろしいですか。平村委員。

平村委員 10番平村です。89ページの、1番の報酬なんですけどこの科目の委員報酬に関連して伺いたいんですけども、各種の委員の任命、委嘱に当たっては、内規で一定の年齢制限をしていると聞いたことがあるんですけども、現在の取り扱いはどのようになっているのかと、委員の中で、けっこう年齢が後期高齢の人に達しているような、公職についている人が何人かいるような気がしていたんですけど、その辺の実態もどうなのかと、委員の中でも公職でいろいろなにだぶってほとんど任命されている人がいるんですけど、やはり多くの住民の意見を聞くためにも、ただ団体の長だとか、そういう任命の仕方じゃなくって、その団体からいろいろな人を出していただくような方法をとるとか、やはり

多くの住民の意見を聞くためには、そういう方法もあるのではないかと思うんですけど、今現在、各種の委員、この町のばかりじゃなくて一般の・・・でなくとも各委員に任命されているその名簿は年齢等、公表できないのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

各種委員の任命、年齢実態の質問でございます。今、資料を持ち合わせておりませんので、後刻報告をさせていただきたいと思います。委員のいろいろこう重複して委嘱している委員の関係であります。町内、役場内、多岐にわたってございますので、私どものほうで今すぐすべてに対して答えられるわけではありませんが、なかには公募で入っていただいている方もいらっしゃる。各種団体の長がいろんなどこに入るといのは、町の中心的にいろいろこう、やっけていただいている委員さんですので、どうしても仕事に関係するもの、あるいは総合的な審議会みたいなどころにもそれぞれの職域やあるいは委員さんとして出ていただけるということもありますので、一概に制限を加えるという、町としてここに入ってますからこちらご遠慮くださいといのはなかなかできない部分があります。あるいは各課でそれぞれの必要性があつて任命させていただいてるという部分もありますので、町として、現在制限を加えるというような考え方は持っていないのが実態でございます。以上です。

委員長

よろしいですか。平村委員。

平村委員

いろいろと公募の場合もありますけれども、もう少し確認してほしいのと、内容がわかれば後でもらいたいと思います。そのほかに13節の委託料の中で、財務会計システム改修委託料の内容についてなんですけれども、二つほどシステム整備委託料とそれから行政情報システム事務機器の委託料っていうの、その二つなんですけどその辺はどういうことをやるのか、その改修委託料っていうの内容をお聞きしたいのと、あと、新地方公会計制度に基づいて財務諸表についていろいろと前にも質問したことがあるんですけど、24年度の決算では公表しているが、25年度の決算分は公表されていないと思います。また、この先の話にはなりますけれども、29年度までに固定資産台帳の整備とか複式簿記の導入について、総務省のほうから通知が来ていると思いますけど、今後の対応について教えていただきたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。財務会計システム改修委託料ということでございますけれども、平成24年度から財務システムの電算化に向けていろいろ取り組んで

まいりまして、やっとな本格的な稼働ができるというところまでございまして、それにかかる債務負担行為の分の委託料が大まかでございますけれども、あとプラスですね、いわゆるカスタマイズと言いましょいか、私どもの会計システムにあったいろんな小さな改修みたいのをどうしても余儀なくされるというようなこともございまして、その辺がプラスされているというようなところがございます。それから財務諸表作成支援委託料、これは毎年主に財産等の分析等にかかる委託料というふうに考えていただければけっこうでございますが、これも同額を27年度も計上させていただいております。今25年度分の公表に向けて作業を進めておりますので、近々また26年同様、公表させていただきたいと存じます。それから、総務省が提唱する財産等の公表等についても、今回財産管理費等でも計上させていただいた公有財産のトータル的な管理、いわゆる電算化を電子化を含めてきちっとした整理をいたしまして、その辺に対応できればなというふうに考えてございますので、その辺のやり方等もいろいろ関係機関のご指導をいただきながら進めてまいりたいというふうには考えてございます。以上です。

委員長

総務課長。

総務課長

今13節の委託料の行政情報システム機器保守委託料等のご質問でございますが、これにつきましては、税、あるいは戸籍等の住民記録を町は管理しておりますが、そのシステム、電子計算機のシステム等の機器の保守関係の委託料であります。以上です。

委員長

よろしいですか。ほかございせんか。なければ私からなんですけど、ふるさと納税についてなんですけど、以前委員会の中でもご質問いたしましたが、平取町民が他町へ返礼品を目的に納税することで受けられる控除額というのがどのくらいかというのを後ほど示してほしいんですけど、数字的なものは、持っておられるんなら公表してほしいんですけど、それとですね、こういったことに関して他町で控除額のほうはるかに上回っているという問題もありますんで、そのことに対する今後の対策等、お知らせいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。総務課長。

総務課長

ふるさと納税の税の関係の控除のご質問でございますが、いろいろ所得等によってもですね、変わってきますが、一概に言いますと、仮に3万円の寄付をふるさと納税でいただいた場合に、住民税と所得税で2万8千円の控除が受けられる、というイメージを持っていただきたい。従いまして、2千円の実質負担で、返礼品が受けられるということで、これにつきましては相当ある町では2億とかある町では9億とか、ある町では12億とか、すごい金額になってございますが、これについては、そういう意味で税の控除の面で魅力があるという

ことであります。所得税は、その年の所得税を計算して控除になりますが、住民税は翌年の計算、前年の所得に基づいて翌年の計算でありますので、その控除が受けられるタイムラグというのはあるんですけれども、総合的に考えまして、例えば2千円の実質負担で、3万円であれば1万円とか1万5千円の何か返礼を貰うとすれば、実質的にすごく、ふるさと納税する方にとっては魅力があるというふうな制度であります。各町とも、現在のところ交付税にこれは算定されていないという状況ありますので、競争というかですね、そういった、様相を呈しているということでもあります。基本的に、ふるさと納税というのは、昨日も平村議員から一般質問いただきましたが、ふるさと平取に生まれて、都会に出て、それを、ふるさとを思って自分のふるさとに対して、寄付をすることによる控除というのが本来の考え方ではありますが、現状においては残念なことではあるかもしれませんが、返礼品のために、寄付をしていただいているという全国的にはそういった傾向が強いかないというふうに考えてございます。ただ、町といたしましては、その返礼品を生産あるいは販売する方の所得につながるということと、町の特産品のPRにもなるということ。もうひとつは町の自主財源が増えるというこの三つの点ですね、やはり各市町村ともこれについては、力を入れておりますし、力を入れはじめているということで、当町は今までそんなに積極的にはPRしておりませんでした。こういう昨今の情勢でありますので、インターネット等に掲示、掲載することによってよりいっそうPRさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

委員長

質問に合致した答えなのかどうかというのちょっと疑問なんですけど、控除額が今のところは、はっきりはなかなかつかめないというようなことなんですか。町全体に入る町税としてはどういった数字になるととらえているのかってことを聞きたいんです。

総務課長

そこについてはですね、今資料を持ち合わせておりませんので、後刻ご報告させていただきます。

委員長

それと関連なんですけど、町長の昨日の答弁のなかでも、ふるさと納税のあり方自体について少し言及されておりましたが、ある市では里山の再生にこの制度を利用したところ、500万の事業を予定していたが、その倍近い納税があったと。しかも返礼品なしにそういったことが行われたという事例が、テレビ等で報道されておりましたが、そういった純粋にふるさとを応援したいという意味での納税のあり方も、先ほど総務課長も言うておりましたが、そういったことも本当に探っていこうというかそういった方向も考えてみたらどうなのかなというのが今返礼品のことでずいぶん過熱していることが報道されておりますが、義経神社の桜を再生させるとか、とんぼの公園作るだとか、蛍の住める川づくりだとかってそういうことに対して、返礼品のない純粋なふるさと

の応援をしましょうというようなふるさと納税というものも考えていかなきゃならないんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方ってどうでしょうかね。総務課長。

総務課長 委員長が今おっしゃったように、本来の意味でのふるさと納税の使い道というのは、今おっしゃったようなことであるというふうに私ども認識をいたしております。現状、先ほど申し上げましたが、各市町村ある意味で過熱している状態にはありまして、これが完全に正常なものかどうかというふうに尋ねられますと、疑問な部分ありますが、今委員長言われたご趣旨も、町として十分考慮、頭の中に入れながら現状の情勢と照らし合わせながら今後も検討してまいりますというふうに考えてございます。

委員長 藤澤委員。

藤澤委員 藤澤です。関連して質問を申し上げます。委員長言われたように例えば今蛍が住めるようなとか、いろいろ言われはじめまして、まさに平取町長とゴルフができる商品だとかって、いろいろ今全国的にそういう方面が広がってきてるんです。そこで伺いたいのは、私はちょっとうろ覚えで確認したいということで、後でも結構ですけども、所得税の額か、住民税の何らかの税額以上超えることができない。例えば私が、仮に所得税とします。私が所得税3万円を払ってるから、10万も30万も40万10回も20回もできるということではないはずだったと思いますがその辺も確認願います。

委員長 総務課長。

総務課長 おっしゃるとおりです。税の税額控除でありますので、その方がお支払いになっている税額を超えることは、できないということであります。あくまでもお支払いになっている税額が上限ということの仕組みであります。以上です。

委員長 ほかございませんか。なければ、91、92ページ。93、94ページ。千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。93ページの町有林管理費のことについて、委託料なんですけども伺っておきたいと思えます。山火事巡視委託料、こういったことでありますけども、どうも私ぴんどこないんですが、山火事を巡視する委託料、まあこれ委託先とか巡視の回数とかそれによつての効果どうなのかなっていうの全くちょっと勉強不足なところもあって知りえてないんですけど、その中身についてちょっと中身をお知らせいただきたいと思えます。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。山火事巡視委託料ですけれども、内容については山火事の予消防ということで、町内の林道ですとか、そこを見回りしまして、春先については山菜等を採りに入る方がかなりいるということで、その車のナンバーを控えさせてもらったり、実際に入っている人にくわえタバコだとか、火には十分注意をしてくださいというようなチラシを配ったりで予消防に当たっているというようなかたちになってございます。これについては平成26年から委託料にかわっております、それ以前については町内全部の林道を見ていなかったということで、職員ですとか森林組合の職員が順番で回っていたところがありますけれども、それを26年から委託をしてすべての林道を回るというかたちで、その人件費ですとか、車両を出してる部分の料金ですとか、そういう部分で計算をして委託料として支出をしております。委託先については町内の民有林等を熟知している森林組合のほうに随意で委託をしてるというかたちになってございます。以上です。

委員長

千葉委員。

千葉委員

これはあくまでも町有林のみですよ。大事な町有財産である町有林ということで、ほかの例えば道有林とか国有林も同じようなかたちでこれ委託したり、あるいは自前で巡視したりという情報はちょっとわからないんですけども、先ほど課長の回答でありましたその山菜時期とか、そういった時期の火災予防、啓蒙活動も多分入ってくると思うんですけども、この算出してるその委託料の69万円が高いとか安いとかって言うことではないんですけども、私言ってるのは。それによって効果が得られる部分というのは、何ていうのかな、私は極端なこと言ったらその時期毎年やってくるわけですから、私は啓蒙活動そのもの自体でなんとか火災予防になるのとはまたちょっと違うのかな。やっぱり巡視して歩く必要性が本当にあるのかなというのはちょっと疑問なんですよね。ほかの国有林とか道有林はどんな状態でやってるのかっていうのをちょっと知りたいんですけど。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。町内の町有林を中心として、見回りをしておりますけれども、民有林も途中に入ってるということでその林道を全部回るようなかたちになってきております。それで啓蒙活動で十分足りるのではないかとということでありますけれども、山菜時期にはかなり町外の人、札幌ナンバーの車ですとか、全道一円から車が入ってきているということもありまして、その方たちにチラシ等を配って、山火事には十分注意をしてくださいということも啓発していきま

すし、車の停め方が悪くて一般の農作業ですとか、山の作業等に支障をきたすということもありますので、そういう部分もあわせてパトロールして歩いているということもございます。ちなみに平成26年度巡視の日数については、雨等あった場合については回らないということもありますけれども、47日間、4月の上旬から5月いっぱいぐらいまで回るということで、27年度についても4月11日から5月31日までの51日間を予定しているところであります。以上です。

委員長

藤澤委員。

藤澤委員

9番藤澤です。ただいまの産業課長の答弁でございますがちょっと余談になるかもしれませんが、私も山菜、きのこにはずいぶん足を運ぶほうでございます。3年前だったでしょうか4年前だったでしょうか、里平で子熊が射殺されて母親が怒り狂ってるという状況を知らずしてですね、山に入りました。まさにその現場に入りました。そのとき、里平ですから、隣町ですが、腕章付けた方ですね、こうこうこういう状況で、母熊が荒れ狂っていると、すぐ出なさいと。ありがたい指導を受けました。で、確か翌日だったか捕獲されたような記憶残っておりますので、ぜひそういう山菜採りに対しての情報提供もお願いするように、日ごろ思っていましたのでこの際、発言をいたしました。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。最近では冬でも冬眠しない熊が出てきたりですとか春先はかなり熊が出てくるということで、町民課のほうで熊の出没情報等も出してきておりますので、それを踏まえてですね、山に入る方に情報提供、周知をしていきたいというふうに考えております。また先ほど千葉委員から質問ありました国有林ですとかそういう部分どういうふうになっているかということでございますけれども、国有林の部分については国有林森林管理署のほうで定期的に見回りをしております。また民有林のなかでも三井あたりは自分たちで山の部分について巡視をしていったりということをやっているようなかたちでございまして、町のほうは町有林及び一般の方の民有林も含めて巡視を行っているというような状況になっております。

委員長

ほかございませんか。なければ95、96ページ。松澤委員。

松澤委員

95ページ、11節需用費の印刷製本費ですが、2年連続の増に期待しているんですけども、町の広報紙は町政と町民をつなぐ大事なものだと思っております。それで、読む人は高齢者も多いことを考えて、例えば文字とか大きくとか、色とか、いろいろ今まで言ってきたんですけども、全部字ばかりずっとあり

ますと、読む気もなくなってきたりしてしまいますので、全部読まなくても、例えば高齢者の方はこのページ、字をさらに大きくするとか、連載ものをつくるとか、一歩進んで町民の方がくることが楽しみになるような、そういうものにしていただきたいと常々思っていますけども、何か中身について新しい計画などを考えていらっしゃるでしょうか。ページ数とか色だけでなく、中身についても期待しておりますが、どうでしょうか。考えておりますでしょうか。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げます。広報あるいはまちだよりのご質問であると思いますが、今ご意見いただきましたように高齢者の方にとって字が小さいという部分、あるいは限られた紙面の中で相当いろんな情報を載せたいところではありますが、相当割愛して掲載させていただいているということと、やはりそこがちょうどなんて言うんでしょうかね、難しいところではあるんですけども、私どものほうには苦情というか、字が小さくてまちだより、広報が見えないというのは来てはいないんですが、今松澤委員言われたような町民のご意見があるとすれば、それも重要なご意見ですので、今後、そのことも含めまして検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長

よろしいですか。今後、何かこう町民が積極的にというか、好んで読むような施策みたいのは何かございますかっていうのも含まれていると思うんですけど。総務課長。

総務課長

そういう企画もですね、今後そのいろいろと紙面作るなかでは大変重要なことだと思います。特集記事ですとか、たくさんの人に読んでいただくためには表紙の部分や特集の記事の部分、あるいはシリーズだとかそういうかたちで、現在においても、保健福祉シリーズですとか、教育委員会のページですとか、そういった焦点をあてて作らせてはいただいているんですけども、先ほどおっしゃった字が多いという部分だとか含めて、写真だとか図だとか表だとか絵だとか、そういうことも含めて、より読みやすいものにはしていきたいと思いますが、現在具体的に何かその計画があるということではありませんが今後検討していきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。平村委員。

平村委員

今の松澤委員と同じとこの広報関係なんですけれども、やはり広報の担当者はもう少し町の中に出て行っていろんなのを取材したらいいと思うんですよね。前に広報担当にこういう事業やるから来てほしいって言っても断られました

し、やはりマンネリ化したって住民が言ってるように、やはりそういう何かの行事のときは、たとえ日曜日でも出向いて行ってやっぱり取材するとか写真を撮るとか、そういう努力が何か欠けてるように思いまして私はわざわざお願いしたんですけど、日曜日だったもんですから、お断りされて来なかったんですよ。ですからやはりうちの広報マンもやはりね、道新だとかそういう民間のね記者と同じようにやっぱり出向いていろんな記事を集めることも大切ではないかと思うんですけどその辺の、どういう考えで課長がいるかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

広報の担当者、休みの日、土曜日でも日曜日でも出向くという、それは当然のことであると思います。けっこう土日はいろんな行事がありますので、町の行事予定等々いろいろ勘案しまして、出払っていることが多いです。ですから、確認はしておりませんが日程がぶつかっていたのかもしれませんが、いずれにしてもそういった外に出て足で稼いで、取材をして記事を作るということは、最も基本的で重要なことであると認識しておりますので、今後ともそのことに注意をして広報に活用させていただきたいというふうに考えています。以上です。

委員長

ほかございませんか。なければ97、98ページ。松澤委員。

松澤委員

98ページの19節地域公共交通活性化・再生総合事業負担金なんですけど、デマンドバスを直営にしたことにより予算が約半分になっているようなんですけども、そのことにより内容等はどのように変わっているのかお聞きしたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えいたします。この負担金に関しましては地域公共交通活性化協議会への負担金ということで、デマンドバス事業含めて基本的にはその協議会が行うというものになってございます。今までの経緯のなかでそういったデマンドバスの運行等も含めて専門的な業者に委託をしていたところがございます。ただもうある意味、実証運行も済んで本格的な運行に移行できるというような時期にもなっていましたので、そういった事務的な経費はやはり直営といたしまししょうか事務局でやれる、スキルといたしまししょうか、そういうのがついたんだという判断の上です。専門的な業者への委託分を減額したということで、ほとんど半分ぐらいの事務費になってますが、そういうことでの減額というふうにお取りいただければと思います。

委員長 ほかございませんか。松原委員。

松原委員 7番松原です。98ページの委託料に関して、バイオマスの産業都市構想策定業務委託料なんですけど、これはどんな事業でしたか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これはバイオマス産業都市構想ということで、農林水産省がこういったことでこういった構想を立てた自治体を指定することで、バイオマスに関するいろいろな施策等の導入等がより図られるとそういうようなものでございまして、25年度にこれに関する基礎調査を農水省の支援もいただきながら行ったというような経緯がございまして、私どもすぐこういうものに手を挙げていきたいということもあったんですけども、ちょっと1年間、おきましてですね、来年度はぜひ、北海道からもですね、ぜひ手を挙げろというような勧めもありますので、これに向けて準備を進めるための経費ということでありまして、主に私どもの再生可能エネルギーとして、うちの町に賦存する量が多いのはやはり木質になるだろうというようなことも含めてその辺を主に構想を立ててまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかございませんか。安田委員。

安田委員 11番安田です。98ページの第1節の報酬でちょっとお伺いしますけれども、景観審議会委員報酬というのがあるんですけども、昨年審議会何回ぐらい開かれたのか、その内容ちょっとお知らせ願います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 この報酬に関しましては26年度も同額を計上させていただいておりますけれども、26年度実績としては1度も開催されてございません。審議の案件といいますか、そのものが無かったというのが一つの要因でもありますけれども、27年度におきましては文化的景観の第二次選定等の作業が進むというようなことございまして、それに係る条例なり、大元の景観計画の変更等も出てくるかなというようなことで、実は任期ももうすでに切れてるということもありまして、改めて新年度、募集をさせていただきながら、対応を図りたいというふうに思っております。

委員長 ほかございませんか。平村委員。

平村委員 10番平村です。8の報償費なんですけれども、98ページの。外部専門家謝金、地域づくりインターン事業協力者謝金とその二つなんですけれども、昨年度もこの金額を3200万ほどあったんですけど、今年は減らしているんですけども、この専門家を養成している具体的なその内容はどういうことをやっているのか、今年もまた計画はどのようなことをやるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。報償費162万円につきましては外部専門家謝金で160万、26年度は320万円を計上してございましたけども、半分の額を27年度は計上させていただいております。この謝金につきましては、企画費では計上しておりませんが、今4名の方が地域おこし協力隊としてわが町で活動しているということもございます。その活動に対してやはり3年をこえた後の定住に向けたいろんなアドバイス等を専門的な立場から、助言いただくというようなことを主にですね、26年度も月1回のペースで、この方は東京の方で総務省の地域づくりアドバイザーもやられてる方なんですけども、全国を回ってそういった協力隊事業等の情報を持っているというようなことからうちの町もそういった視点で、外部的な視点でぜひそのアドバイスをお願いしたいというようなことでの報償費を組ませていただいております。これは一般財源でありますけども、特別交付税で措置されるということもございまして、それが3年間で、段々減っていくような措置になってございまして、その措置額にあわせた今回の予算措置ということになってございます。地域づくりインターン事業協力者の謝金はこれもう毎年27年は8回目になりますけれども、都市圏から学生を呼んで、一定時期うちの町でいろんなことに携わっていただくということで、本当に農業ですとかいろんなところのホームステイをしていただくということで、そういうお世話になった方への謝金というようなことで毎年計上しているものでございます。

委員長 ほかがございませんか。平村委員。

平村委員 もう一つ、13節の委託料の中で、前年度は花菖蒲とか植栽の業務で委託料があったんですけども、今年はこれが計上されてないんですけども、去年花菖蒲のところも全部植え替えしたりして手入れはしてたようなんですけど、その経費は今年はどこにもみてないような感じだったんですけど、どっかにみてるんでしょうか。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 委託料昨年度19万円を計上しておりまして、今ご質問にあったとおり、もうかなり株として寿命がきてるという判断をいたしまして、一回全部植え替えを行いまして、今年、多分きれいな花が咲いてくれるというふうに思っています。その部分は減額しておりましたけども、通常の草刈りとかですね、そういうもので手数料の中に組んでございまして、手数料では3万2千円、これは事業団に委託して主に草刈りでございますけども、私どもも一緒になってそういった作業にあたるというものは計上させていただいております。

委員長 ほかがございませんか。平村委員。

平村委員 同じ委託料の中で、二風谷地区再整備事業実施設計委託料っていうのがあるんですけど、これは26年度にも策定するっていうようなことは書いてあったんですけど、この辺の中身的にどのような二風谷地区再生が計画されて策定されたのかなんかよくわかんないんで、もしわかればその辺を教えてくださいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 26年度計上したものは二風谷地区の再整備事業の基本計画の策定委託料ということで300万円計上させていただいております。今ですね、二風谷地区の主に博物館周辺の整備をどうするかというようなことを中心に今地域の中に入って地区の方々と、それから東大名誉教授の篠原先生も、こういうところに非常に知見の深い方ですのでいろいろアドバイスいただきながら今進めているという状況で、対地域としての話し合いは全回終了しましたので、成果品が間もなく出てまいりますので、実施計画に移る前にぜひ議会の皆様にも情報提供しましていろいろご意見を賜りたいというふうに考えてございます。これはいわゆる、白老の博物館が建つというようなこともございまして、やはりそこどう連携を図るかという非常に北海道としてもアイヌ文化が色濃く残る大きな地域の一つという捉えで、わが町もそれにやっぱり連動するような整備を今からやっておかないとだめだと、そういう考えのもとにはじめておりまして、この辺もぜひ来年度、具体的な設計、次の年、これは総合計画でまた議論になるところですけども具体的な事業に向けて準備を進めたいという意味での予算措置となっております。

委員長 休憩いたします。再開は1時からいたします。

(休憩 午前12時00分)

(再開 午後1時00分)

委員長 それでは再開いたします。最初に歳出 89 ページ、報酬について平村委員から質問のあった内容について、総務課長より答弁がございます。総務課長。

総務課長 平村委員らご質問のありました各種委員さんの年齢のご質問についてお答えをいたします。町が議会に対して議決を要する公職者、例えば監査委員ですとか公平委員さん、選挙管理委員さん、教育委員さん、固定資産評価委員さんの、議決を要する公職者さんの場合については、おおむね町としては 70 歳を目途にその年齢を超えない方をご推薦して議会の同意を得ようとさせていただいております。特にそれは明文に規定はございませんけれども、おおむね 70 歳までということにさせていただいております。それ以外にですね、各私どもの課ですと表彰審議会ですとか、あるいは行財政改革審議会等の審議会の委員さんにおきましては、委員構成の中に各団体や各地域から出ていただいている方もいらっしゃいます。その場合は、その団体、地域の内部事情等ございますので、その場合、仮に 70 歳以上の方が推薦されてきた場合については、それをお断りするという事はいたしておりませんが、現状 70 歳を超えている方もいらっしゃるかもしれませんが、その部分については各団体の内部事情にお任せしているというのが現状であります。以上です。

委員長 今の答弁のことについてご質問ございませんか。平村委員。

平村委員 質問ではないですけれども各団体から出てきている人が 70 歳以上超えているということなんですよね。ですけど必ずしもその団体が長が出てこなければならぬというそういう規定はあるのでしょうか。

委員長 総務課長。

総務課長 特にそれはございません。各団体のご推薦というか内部事情で、どなたか出ていらっしゃるということでもあります。以上です。

委員長 よろしいですか。それでは歳出の 97、98 に戻りますが、質疑ございませんか。なければ 99、100、101、102。平村委員。

平村委員 98 ページの 13 節の委託料なんですけど、バイオマス産業都市構想策定業務委託料っていうんですけど、このどういう構想を策定しようとしているのかちょっと中身を教えていただきたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづく お答え申し上げます。先ほどもちょっとお答えしましたけども、25 年度にで

り課長 すね、バイオマス産業都市という指定を受けるべく調査を行っておりまして、農林水産省がもとになってそこに指定を受けることでよりバイオマスに関しての財源ですとか、そういうのも確保しやすくなるというようなメリットもございますので、ぜひですね、来年度それに向けて準備を進めたいということでの専門業者の委託ということでもとらえていただければと思います。

委員長 ほかございませんか。101、102ページ。鈴木委員。

鈴木委員 100ページの関係で質問したいと思います。7節賃金、昨年と同じ12名分ということでもありますけれども、マイナスというかたちであります。あと、光熱水費のところでもですね、前年度26年度予算からみると大幅に減っているのかなということがありますので説明いただければと。また19節の関係で堰堤維持管理費負担金、26年度までは別な名称のかたちででていた、それが名称が変わったのかというような感じでは受け止めておりますけれども、内容についてひとつ説明いただければと。名称の変更の理由も含めてお願いしたいなというふうに思います。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 それではまず賃金につきましてですけれども、これにつきましては平成26年度から嘱託職員ということで採用をさせていただいております、その基準に従いまして積算をしたということになってございます。その結果として、60万9千円の減ということになっているということになります。それから光熱水費につきましてはそれぞれ必要なものについて実績に基づいて積算をしたということでこの変化ということになってございます。それから、使用料、賃借料につきましてはこれについては新しい車両を入れ替えるということがありまして、それらについての、入れ替えにともなう増というようなことで考えているところがございます。以上、ちょっと十分に把握できてませんが、説明としたいと思います。

委員長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。26年度の表記といたしまして、特定多目的ダムの利水者負担金というようなかたちの表記でございましたけれども、沙流川総合開発事業につきましてはですね、すでに平取ダム部分については、納付が完了しているというようなこともございまして、二風谷ダムだけの維持費に関する1000分の1.9の平取町負担金ということでもございまして、名称が国のほうから通知のある名称に改めさせていただいたといいましょうか、こういう名称できておりますので、それに整合性をとったということでもご理解いただければと

思います。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ101、102ページ。103、104ページ。松澤委員。

松澤委員 103ページの7節賃金ですが、先日のご説明で管理人賃金を一般管理費のほうへということで嘱託職員が1名ということになったというご説明だったんですけども、嘱託職員になった場合でもこの管理人代替賃金というのはまだ必要とするのか、仕事の内容によってはこういうことが必要なのかっていうことちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 文化財課長。

文化財課長 お答えいたします。ここの賃金はですね、工芸館の管理人賃金ということで計上しております。これまで二風谷民芸組合の推薦を受けて決定しているという経緯がございます。26年度予算では半年勤務の2名体制ということで計上しておりましたけれども、27年度からは1年間の通年雇用ということでございましたので、通年雇用であれば、議員が今申し上げましたとおり嘱託扱いになるということで、一般管理費のほうに組み替えて計上しております。ここに計上しております85万は、その方の土日、祝日、年休取得時の純然たる代替賃金ということでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

委員長 ほかございませんか。なければ105、106ページ。107、108ページ。松澤委員。

松澤委員 106ページの委託料です。住民年金特徴・電子申告ASP利用料とあるんですけども、この電子申告ASPっていうのは、これもシステムのサービス、レンタルで借りれるサービスということなんですけども、さまざまな科目で管理システムの導入委託料とか保守委託料とでてきているんですけども、今までいろんなことをシステム料として払ってまんですけども、このASPというのはインターネットを通じて顧客にアプリケーションでレンタルするサービスということなんですけども、今までのもののなかでこれとても格安っていうものなのっていうのはあるのでしょうか内容的にちょっとわからないので教えてほしいんですけど。かなり予算的にはこのASPのほうがお得なようなシステム、内容なんですけど。

委員長 税務課長。

税務課長 ASPについてはですね、その略称があるんですけども、それは後ほどお答えしたいと思いますが、ここに出てる電子申告等のサービスについては地方税における手続を電子的に行うサービスシステムのこととして、電子申告システム、あと年金特徴システム、国税連携システムにより構成されています。通称eLTAX（エルタックス）といわれていまして、運営は地方電子化協議会が行なっていて、当町では22年3月からすでに法人町民税の導入を行っており、平成25年度には固定資産税の償却資産や個人住民税についても導入済みとなっております。電子申告サービスとしては地方税における手続を会社あるいは税理士事務所などからインターネット経由で直接行う申告サービスとなっております。電子申告で利用可能な手続としましては法人町民税においては中間申告、確定申告、修正申告などがあります。年金特徴システムに係るサービスとしては日本年金機構等の年金保険者が所有する年金支払いデータをエルタックス経由で市町村が電子データで受け取るサービスとなっております。国税連携システムに係るサービスとしては、国税庁等が納税者等からe-TAX（イータックス）、これは国税システムのことですけども、国税システムにより送信を受けた所得税確定申告データや紙ベースの確定申告書を電子的手段により国税庁からエルタックスを介して市町村は電子データで受け取るサービスということとなっております。以上です。

委員長 松澤委員。

松澤委員 わかったようなわかんないようなですけども。要するにASPっていうシステムは買い取りではなくて使用規模に応じた利用料を支払うだけの、それこそシステムをレンタルしてくれるサービスということなので、今までかなりのシステム料とかいろいろかかってますけども、この方法に平取町でかかっているシステム保守料金とか導入の料金とか、これに変えることによって予算を減らすということは考えられるシステムではないの、これは何か新しくできたシステムのようなので、今までのものをかえていくという可能性のあるものではないのかなと思ったものですから。

委員長 税務課長。

税務課長 ASP、このASPサービスというこの言葉自体はもう3年、4年も前から予算書にこういう表記をされているというふうに考えてまして、今松澤委員おっしゃるようなことを意識してということではないということなんですけれども、ASPサービスのASPの略については先ほども言いましたように今資料持ってきてませんので後ほど回答したいというふうに思っております。

委員長 松澤委員。

松澤委員　ここで私が質問したのが悪かったのかもしれませんが。ここにASPって言葉が出てきたものですから、それを調べてたらこういう内容のことが出てきたものですから、町全体としてっていう意味での質問だったんですけども。わかりました。

委員長　よろしいですか。ほかございませんか。なければ107、108ページ。109、110ページ。111、112ページ。113、114ページ。松原委員。

松原委員　7番松原です。114ページの、19節補助金、地域協力隊のことでちょっと確認というか、今地域おこし協力隊で3年後に平取に定住するとかっていうことでいろいろ活動してもらっていますけども、このなかで商工観光だとか農業分野のからみが活動の中に入って、定住をやっているんですけども、平取町の観光課なり産業課との連携っていうか、そういうものはどのようなかたちで進めて行くのか、お伺いしたいです。

委員長　産業課長。

産業課長　地域おこし協力隊の観光関係と農業関係の部分でどのように連携してるかということですので、その点にお答えしたいと思います。産業課で持っております平取町の観光協会、商工観光係のほうで事務局を持っておりますけれども、現在、観光協会の独立化ですとか法人化等についていろいろと提言ありましたし、観光振興プロジェクトの中でも観光協会の独立がよろしいのではというようなかたちで出しておりますので、今庁舎内のプロジェクトで観光協会のあり方、また組織のあり方について検討しているところでございます。最終的な決定にまだ至っておりませんが、方向としては全く独立をさせてもなかなかほかの市町村の状況をみてもうまくいってない部分、大きな市ですとかそういう部分ではかなりいっておりますけれども、小さな町等ではなかなかうまくいかない部分があるということで、まったく行政から独立させたような独立化は非常に難しいんじゃないかというような状況でございまして、その点を考慮したようなかたちの組織、役場内での組織等を検討しているところでございます。どのようなかたちになるかという結論につきましては27年度中に精査をして、28年度から組織ですとか機構の部分で取り入れていきたいというふうに考えているところでございまして、産業課の商工観光からは離れるようなかたちになりますけれども、また新たなかたちでの立ち上げを考えているところでございまして、その中で地域おこし協力隊員ですとかそういう方をその組織の中に取り入れながらということもプロジェクトのメンバーのから提言もありますので、その辺も取り入れながらいきたいというふうに考えておりますし、農業関係の地域おこし協力隊につきましても農業関係の労働力不足ですと

か後継者の関係等もありますので、アイヌ施策推進課のほうで新冠町の状況だとかを視察に行って、こういう状況でやってるといような情報も産業課のほうにも入ってきておりますので、それを参考にしながら、今後地域おこし協力隊の部分については、検討していきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 同じくその地域おこし協力隊の関係について伺いたいと思います。第1次といえますか、そういうかたちでは、NPOのほうが3名の方をというかたちで進めてまいりました。すでに3年間終わったわけでありまして、そのうちの2人の方々は、1人は札幌のほうへ確か戻られたと。それからもう1人の方は山林での仕事を希望されていた人は町内でなかなかそういった仕事に就けないといようなことで別の町に移動されたという話、伺っております。そういうかたちのなかでですね、この確かに地域おこし協力隊っていうかたちで来ていただいて、そして定住を目指す、そのこと自体は大変良いんでありますけども、例えば、農業の関係ということで考えてみましても、一方では新規就農というかたちで、毎年2戸受け入れるというかたちになっているわけでありまして、この地域おこし協力隊のなかにも農業関係ということの部分もおられます。ただ実際的な面で、本当に将来就農するということが前提のような研修ということと同じ内容なのかということがやはり非常に疑問といったら極端なのかもしれないですけど、やはり本当に最初から新規就農のようにこういう、平取であればトマトと。トマトを完全に目指してその農家で研修し、実践農場で研修し、というのとはやはりちょっと違うかたちになるのかな。それが、そのことが本当に最終的に農業を目指しているとしても農業に自信持って就農していける、そういう体制につながるのかなということ、実は懸念しておりました。そういう意味でですね、最後まで本当に定住をどういうかたちで本当にしてもらえるのかという、その道筋をもっと行政のほうも明らかに持ちながら対応しないと、はじめたはいいけれど次から次へとなくなるとはね、やっぱり本来の目的は達成できないんじゃないのかって危惧する部分ありますので、その辺の考え方についてですね、伺っておきたいなというふうに思います。

委員長 産業課長。

産業課長 質問にお答えしたいと思います。今まで一般質問等でも、新規就農の関係ですとかUターンとの関係、またいろいろなかたちで就農したいという方が増えてきておりますので、平取町としましては新規就農というかたちで研修を1年、農家研修1年、実践農場1年、そして3年目で就農をしていく、各種の補助金等も入れながらそれも町が援助していくというかたちの方式が今はシステム化されているところであります。前にもお答えしてきたところでございますけれど

も、農家の後継者不足、減少に追いつかせていくためには、産地としての数字を守っていくためには、今後ますます減っていくであろう農家数を確保するために、新規就農を毎年2戸ばかりではなくて、第三者継承によります農業をやめていく方のところに直接入って経営をしていくような方の募集といいますか、そういう道筋ですとか、地域おこし協力隊で農業やりたいという方に対してどのようなかたちで援助だとか平取町に住んで農業をやることのできるような道筋が立てられるかということをも十分検討していきたいというふうに考えております。現状では鈴木委員おっしゃるとおり、3年間で地域おこし協力隊で農業に携わっていてなかなか農地を取得したり、農業で生計を立てていくようなものがなかなか難しいということもありますので、平取町としては来たからには最後まで成功して立派にやっていただけるというような道筋を立ててですね、それらいろいろな方法を取り入れていきたいというふうに考えておりますので、今すぐ地域おこし協力隊入っていただいて3年後に農家になれるという保障は今できない状況でありますので、その辺の道筋をきちんと段階を追って1年目にこういうことをして、2年目、3年目、最終的に就農するときにはこういう町からの援助、またJAなどの援助、その他地域からの援助があってこういうふうに就農していただけますというようなシステムをきちんとしてから農業関係の地域おこし協力隊の就農については検討していきたいというふうに考えておりますので、今ちょっと時間がかかるかと思いますがけれども、そういう方向で検討していきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。平村委員。

平村委員 平村です。114ページの19節の負担金のところなんですけれども、平取町アイヌ文化振興推進協議会に200万っていうことで上がってきているんですけど補助金として。これは内容はどのようなものかと、昨年度は平取町地域活性化協議会補助っていうので上がってきてたんですけど、これと同じようなものなのかその辺が違うのか、内容とちょっと教えてください。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。平成26年度におきまして平取町地域活性化協議会に対する助成金が予算措置されておりました。これにつきましては、平成24年度、25年度、26年度と、3年間の実践型地域雇用創造事業、これを円滑に進めるための助成金というかたちで組んだものでございます。この事業につきましては、今年度の3月31日をもって終了ということになることから、この予算措置については、今回は見合わせたということになってございます。それから、平成27年度におきまして平取町アイヌ文化振興推進協議会補助金というふうになってございますけれども、これにつきましては、

私どもの課で進めております国際交流事業、これに対しての事業費に対する助成金ということで考えているところをごさいます、これにつきましては、現在別の助成団体がありますので、そちらのほうから申請をいただくと、助成金をいただくということで事業を進めておまして、国際交流に関する事業に対する助成、その内のそれにかかる経費を事業費として組んだということでございます。これにつきましては、平取町アイヌ文化振興推進協議会のほうで事業実施ということから例年どおり予算を確保したということをご理解いただけたらと考えているところでございます。以上でございます。

委員長 ほかございませんか。なければ115、116ページ。丹野委員。

丹野委員 びらとり温泉の無料入浴券の予算が813万ということで、券をもらった人が利用してないんだと思うんですね。それで、よく言われるんですけど、お父さんがもらったんだけどお母さんが使いたいんだけどもという声が聞こえるんですけど、この券をファミリー券か家族券か何かにして、誰でも使えるようにはできないんですか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。今ですね、町でやっている事業でございますが、基本的には65歳以上の高齢者、障害者の方に対しての健康増進と福祉を目的とした温泉の無料券でございますので、基本的にはそこまでは考えてございません。以上です。

委員長 よろしいですか。丹野委員。

丹野委員 たいした金額増えないと思うんですね。そんなに。温泉の利用量が増えると使用料も増えるし、にぎわうし売り上げも上がるし費用対効果というか、これやることによってそんなに損はしないでもうけていけるんでないかなと思うから、今後ともそういうことを考えて検討していただきたいと思います。

委員長 副町長。

副町長 それではお答えをしたいと思います。この無料入浴券の配付ですけども、当初古い施設のときは、65歳以上の老人については、100円を負担していただければ、年中100円を入れますよというそういう制度を何とか残していただきたいという町内のお年寄りの方からの強い要望がございました。そういうことでこのいわゆる老人対策については、指定管理者ではなくて、町で実施をしてくださいという指定管理者と町の取り決めのなかでこういう無料入浴券の配

付を実施をしたということでございます。当初は65歳以上の老人に年間24枚配布をして、それを全部使っていただければあと入の方は420円を負担していただいているということで、想定をしておりましたけども、指定管理者のほうのいわゆる経営努力のなかで100円負担で、65歳以上の方については常時入れますということになっておりますので、これをさらに町が65歳以下の方までもファミリー券として拡大をしていくということになると全額町が負担しなければならないということになってまいります。それがイコール指定管理者からの寄付金につながってくるかっていうと、全体の経営のなかでの寄付金ですので、必ずしもそうにはなっていないということも考えられますので、当面は今のカタチで続けさせていただいて、将来的に町民の皆さんの声はどうしてもそういうカタチで多くなってくればその方法についても、検討させていただければというふうに思いますのでひとつよろしく願いいたします。

委員長

ほかございませんか。松澤委員。

松澤委員

私も116ページの12節役務費の通信運搬費とただいまの20節扶助費の高齢者等入浴券助成金のことで質問いたします。今副町長がおっしゃいましたとおり私も産業厚生委員会で説明受けまして、その経緯は知っております。それで100円券で入浴できないとのことで、町独自で考えていただきまして無料券を配布するということになりましたけども、そのあとに温泉の経営努力で100円の入浴もできるようにというふうになったということでもありますけども、その時点でなぜ無料券を配布したかという100円で入浴できなくなるということで、そのことが考えられたものでありますので、この100円で入浴できるようになったっていう時点で、ちょっとなかなかこの券を活用できないでいる方も多くいらっしゃいますので、これが、ちょっと逆に不公平感を生むという考え方もちょっと出てきているっていうこともありますので、今のその無料券を配布したっていう効果は、無料だから行くということと、そこに行ったらジュースの1本も飲みますし、あらいいお湯だったわっていうことでその効果っていうのがすごくあったと私思いますので、これから先、ちょっとこれをずっと続けていくかどうかということの考えの中に100円で入浴できるようになったので、ちょっとほかの町との比較もされたなかで実行したものですけども、状況が変わったことで再考すべきかなとも思っております。先ほど丹野さんのおっしゃられたような状況とか、その分を身体障害者とか老人で一人入れない方のための介助をしてくれる方に対するほうにそのお金を使うとか、そういうふうに広げていったらいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

産業課のほうで温泉の立ち上げ等を担当しましたので、その辺についてお答えをしていきたいと思えます。無料入浴券の発行に至った経緯については先ほど副町長が説明したとおりでありますし、松澤委員のほうからもお話あったとおりでございます。その後でアンビックスのほうから高齢者については100円でやっていきますというような話が出てきたものですから、その時点ではすでに無料入浴券を配布するというふうに周知していたというか、情報もかなり町民の方にも流れてたということもありますので、そのまま発行するというかたちになってございました。そのなかでですね、100円だとなかなか来れない方もなかにはいらっしゃるかと思ひまして、無料券だと、無料ならじゃあ行ってみましようかということになるということで、一定程度の効果があつた、それが27年度の予算に反映されてる部分かと思ひます。今後ですね、ほかの町、今までびらとり温泉でやってた100円になっているのでこの無料券を廃止したらという考えもあろうかと思ひますけれども、当面については町の福祉施策としてやってきておりますので、100円になったというのはアンビックスの企業努力というかそういうかたちで100円になっているということで、それとは切り離してですね、町の福祉施策、また高齢者の方が集っていただけるような施設という意味もあつて、24枚の無料券を配布するということでもありますので、当面の間は今の状況でいきたいと思っておりますし、身体障害者の方の部分についても、無料券もちろん配布をしておりますし、料金についてもそのあと100円に下がっているかと思ひますので、介助で入られる方等についてですね、その部分も検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

よろしいですか。千葉委員。

千葉委員

6番千葉です。同じく、この今の質疑に対してちょっと私も聞きたいところあります。入浴料の助成、これは本当にありがたいと皆さん思ってます。一つは例えば施設、いわゆるその例えばかつら園とか、振内でいったらこころのホーム、それからケアハウスしずかあたりの関係のことなんですけども、特に私地元のこころのホームあたりみたら、定期的に月1回か2回なんですけども、温泉のほう、利用させていただいてるんですけども、付き添いでついて行く職員の入館料というんですか、入浴料はどのような扱いになつてるのか、ちょっと伺う時期は逃したんですけども、今現在どんなふうになつてるのかなと思っておりますけども、あれは介助、食事の介助も含めてやってるわけなんですけども、そのことについてはなにか意見が飛び交つてないのか、あるいは検討してもうすでに何かをやつてるのか、その辺ちょっとお伺ひしときたいと思ひます。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉課長 障害者の方の介助の関係は基本的には無料券は配布しておりません。基本的に普通どおりのお金を払っていただいで入るようなかたちで今は進んでいます。

委員長 千葉委員。

千葉委員 だとすればですね、いやもちろん、普通の、一定の年齢に達してないとか、さまざまな事情はあると思うんですけど、やはりこれから福祉社会、特に平取が目指しているものがそういうかたちで出てくるのであれば、施設に限らずですよ、例えば家庭でもそうですよね。どうしてもうちのおじいちゃんおばあちゃん風呂連れて行くためには、もう本当に介助しないと行けないけども、車いすに乗っけてでも行きたいよって方いましたらね、やはりその方1名分ぐらいの、あるいはその施設でいったら職員3人行ったら3名分ぐらいの、ほとんど食事もあずましくとれない、入浴もほとんど自分の体も洗えないというようなかたちのなかで付き添って行くわけですから、その辺は新しい年度に向けて、まあ今年の新年度の予算は別としてもですね、考慮してしかるべきかなというふうに思ってますけど、その辺考え方、まったくくないですか。

委員長 副町長。

副町長 いわゆる障害者に対する介助の人たちの取り扱いをどうするかということでございます。先ほど産業課長の答えのなかにもありましたとおり、いわゆる障害者については、現在も無料券配付されてますので、障害者以外の方々の介助者についてはですね、今後どうするのか、十分検討させていただいて、温泉利用もスムーズにできる方法で考えていきたいと思っておりますのでひとつよろしく願いします。

委員長 ほかございませんか。松澤委員。

松澤委員 確認なんですけども今無料券は420円を、入った分温泉のほうに払っているということでよろしいですね。そしたら100円を入れる人が420円町がお金払って入っているということでよろしいですね。ですよね。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。無料券が温泉から町のほうに来た場合については、温泉には420円の金額で払っております。あくまでも100円になっているという部分については町の施策ではなくて、アンビックスがその料金体系でやるということやっておりますので、その辺は分けて、無料券使った場合については、420円を指定管理者のほうに払うというかたちで取り扱っております。

委員長 ほかございませんか。四戸委員。

四戸委員 3番四戸です。今の温泉のことなんですけども、温泉の好意で100円になったのは本当に良いことなんですけども、オープンしてまだ7月オープンですか、1年はきてないんですけども、この間数字見ると要するに町で配布してる無料券が50%に満たないと思うんですよね。で、その満たない理由はどういう理由で、結局無料券配布してるんだけども、なっているのかその辺について詳しいことわかってれば説明してほしいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今のところですね、実際40%切れるかどうかというくらいの利用者かなということでは把握しております。ただですね、それが、使用していない理由ということであれば、ちょっとその辺までは調査しておりませんので、ちょっとここでは答弁することはできないということです。

委員長 四戸委員。

四戸委員 今の課長の答弁ではそういうことは把握してないということなんですけども、せっかく町としてやっぱりそういう65歳以上の高齢者に対して無料券24枚配布していて、まだ1年はきてないにしても、50%も行ってないじゃないかと、やはりこれはどこに問題があるのかやっぱりこの辺は今後いろいろ調査して、どうしてそうなってるのかやっぱり調べてほしいと思いますけどもいかがでしょう。

委員長 副町長。

副町長 対象者全員に24枚の無料券配布をしているわけなんですけども、課長答えたとおり、5割まで達していないというような状況です。無料券を使わない方、いろんな理由があると思います。例えば、足がなくて行きたいけど行けない。たくさんの人と風呂入るのが嫌いな人も中にはいるのかもわからないし。もらったけど、自分のお金で行けるから、これは使わないよという人も中にはいるのかもわからないし。いろんなケースがあると思うので、その辺についてどういう調査が一番適当なのか、調査の方法考えながらですね、その理由について、把握できればなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。

委員長 ほかございませんか。平村委員。

平村委員 116ページの19節の負担金のところなんですけど、特別養護老人ホーム認知症対策補助金というのが、昨年度もあったと思うんですけども、今年も介護支援サービスの一環として、町のほうで支援しているんですけども、介護施設は認知症は振内のほうにグループホームもできまして、そちらのほうに入っているんですけど、今年度も本町のほうにもグループホームをつくるような計画もなかったんですけども、今グループホームに入るちょっと前ぐらいの認知症患者がたくさん、本町のなかにもいますので、そういう面で、施設に補助するのもいいんですけども、やはり在宅でみていらっしゃる方も何件かありますのでそういう考え方を何とかそういう人たちにも、助成の方法がないのか、またグループホームをもう一度本町のほうにも建てるあれがないのかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。まずこのかつら園のほうに100万円補助しております。これは、基本的にかつら園の方もある程度年齢になると認知症になってくるといことで、それをそこからまた違うところに移動するということにもならないので、そのなかで人を増員ということのなかで、うちから100万円の計上をして、施設を援助してるということになります。今後在宅の面では基本的には、うちのほうでケアプランを立てながらどういうことがいいのか、デイサービスを使いながらだとかいろんな方法をとっておりますので、基本的には施設そのものを今後、今のところは建てる予定もございませんし、予防のほうでなんとかうちのほうで対応していきたいと、そのように考えておりますのでよろしくおねがいします。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ、117、118ページ。119、120ページ。121、122ページ。千葉委員。

千葉委員 122ページの15節工事請負費のことでお伺いしたいと思います。ふれあいセンターの屋上防水改修工事ということで理解しておりますけども、これは単純に経年劣化によるものの防水改修工事だとは理解してるんですけども、通常どうなんだろうね、例えば以前も貫気別支所の屋根の防水工事もやった経緯がありますけども、けっこう維持費、この屋根の形状とか、さまざまあると思うんですけども、この辺の考え方として、この程度の費用負担というのは通常どの費用負担なのかなっていつも首かしげてるんですけどね。これは通常何年ぐらいで防水工事というのを修繕しなくちゃいけないのか今の現状、工事業者との話し合いとかもあると思うんですけども、あるいはチェックしている業者の兼ね合いもあると思うんですけども、その辺の考え方としてどのように考えているかちょっとお伺いしておきたいと思います。

委員長 ふれあいセンター長。

ふれあいセンター長 お答えいたします。昨年も防水工事はやったんですが、基本的には10年、それ以上は保証はできませんということであります。現在のセンターの状況なんですけど、やはり経年劣化というのか、もう色もとれまして、ある程度コンクリートの地肌が見えてきているような状況でありますので、この3年間で防水を全て完了させたいと考えております。

委員長 ほかございませんか。平村委員。

平村委員 10番平村です。ちょっと戻ります、119ページの生活館のなかの報償費なんですけど、生活館活動推進事業講師謝金っていうのですけれども、これはどういう企画に対しての謝金なのか、ちょっと教えてほしいのと、もう一つ、18節の備品購入費のなかで、生活館備品のなかで予算をもってるのですけれども、一応今本町生活館で管理人には要請していたんですけれども、テレビがもう何十年も前のテレビとそれから本町生活館の机がとても重くて足が短いのと長いのと両方ついた机なので、あそこはほとんどが老人とか婦人会ももう高齢化した団体が多く使ってるんですけれども、持ち運びにとっても大変で、ぜひそれをかえてほしいっていう要望が婦人会のほうにもありまして、ぜひ役場のほうに言ってほしいと言われていたのと、テレビがすごく古くて今私もいきいきサロンで老人を集めてやってるんですけれども、本当に昔のテレビで重くて持てないんですよ。そういう実態を年間通して使ってるんですけど、そういう実態を把握してこういう備品を割り当てるのかどうか、その辺を管理の人には毎年ずっと言い続けているんですけど、なかなか伝わってないようで、あえてここで言わせてもらおうんですけれども、その辺の実態を把握しながら、備品の購入の予算を組んでいるかどうかちょっとお聞きします。

委員長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 それではただいまのご質問についてお答えをしたいと思います。まず、8節の報償費でございますけれども、これにつきましてはアイヌ文化の伝承活動などを各館で実施するというのがこの生活館の利活用のなかで定められておりまして、それにかかわる事業に係る謝礼的な取り扱いをさせていただいているということでございます。それから18節の備品購入につきましてはですけども、この備品購入につきましては管内の各生活館、それら等実態を把握した上で、その必要の高いものから整備をしてきているということでございます。ただ、テレビなどにつきましてはケーブルテレビ、有線からかわってきたわけでございますけれども、私どもといたしましても、当面は入れ替えをするという方針

では進んでおりませんので、実態を正確に把握した上でご要望に応えるかどうか検討していきたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

委員長

平村委員。

平村委員

それと一緒にもう一つ、さっき言うの忘れたんですけれども、本町生活館の駐車場なんですけれども、駐車場が狭いのと、急斜面になっているので、とても車がとめづらいのと、今本町生活館もお葬式とか法事とかいろんな団体が使用していますので、前にも町長に言ったことあるんですけどもう少し町民の駐車場も若干はあるんですけれども、狭いので何とかもう少し、その辺を考慮して今年度も何かなかったので、ぜひ考えていただきたいと思います。

委員長

町長。

町長

本町生活館の駐車場が狭いということと坂になっているということで、近くには町民の駐車場ありますけれども、もう一度現地も確認しながらどういうかたちでスペースとれるのか、その辺も十分27年度中に検討させていただきたいと思います。

委員長

ほかございませんか。なければ121、122。123、124ページ。125、126ページ。127、128ページ。松澤委員。

松澤委員

128ページの13節委託料、歯科健診委託料なんですけど、40歳の歯科検診無料ということだったんですけど、詳しい内容お聞きしたいんですけど。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

本年度より40歳の歯科検診、基本的には歯科の関係でいろんな病気も発するというのもございまして、40歳、ちょうど検診を始める時期でございまして、その40歳を境にしましてその分だけを今回、40歳の方を歯科検診無料で実施したいということで今回計上させていただいております。

委員長

松澤委員。

松澤委員

40歳のときに受けなければ41歳になったときにはもう受けられないということですか。それとですね、その13節委託料の中の乳幼児健診心理士等委託料なんですけど、25年度は16万、26年度36万で来てもらう日数が増えたっていう去年の説明だったんですけども、今年また、さらに倍近く増えているん

ですが、要因は何でしょうか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 基本的に、まず心理士の関係なんですけど、そういうちょっと発達のおくれた子がそれなりに多くなってきているということも含めてですね、その辺の回数もいろいろこちらのほうで増やししながら実施しておりますので、予算計上としては、増になっております。

委員長 ほかがございませんか。山田委員。

山田委員 8番山田。14番使用料及び賃借料、自分の予算書には新って書いて、新規のものかなと思っているんですけど。健康管理システム等使用料160万ほどあるんですけど、これは、どういうものなのか、自分の認識では血液調べたり、いろいろ脳の活性化のために、何ていうんですかパソコンの脳年齢測るようなシステムだとかそういうのを借りるリース料かなと思っているんですけど、その辺説明をお願いします。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。健康管理システムの今回新しくということなんですけど、システムですね、今回更新がございまして、今後5年間でリースしていくということになります。内容につきましては検診の内容、それから妊婦検診の内容、また子どもの予防接種など、あと健康教育とかいろいろ入っているシステムでございまして。以上です。

委員長 ほかがございませんか。なければ129、130。131、132ページ。千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。131ページの7節の賃金、不法投棄のごみ処理のことでちょっとお伺いしたいと思います。かなり前までは相当な不法投棄の処理のことについてちょっと話題になったりしてたことあるんですけども、今現在のごみ処理、まあ賃金、これは賃金なんですけど、さほど、これが必要でないということは、かなり減ってるという、認識でよろしいのか、それともなんていうんですか、ほかに何かこう、このぐらいのことで済んでるといって何か理由があればお知らせいただきたいなと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。この不法投棄のごみ処理賃金につきましては、1万6千円ということで計上させていただいております。1日当たりの単価8千円ということで、2日分予算をみているんですけども、不法投棄につきましては大きなものはあまりないような状況でございます。そしてたまに古タイヤとか冷蔵庫とかテレビの不法投棄がありますので、そういうものについて使用している状況でございますけれども、簡易的なものにつきましては、うちの職員が出向いて処理させていただいている状況でございます。

委員長 ほかがございませんか。松澤委員。

松澤委員 131ページの12節役務費と13節委託料ですが、手数料のところでは指定処理施設搬入手数料となっています。それとシカ捕獲業務委託料というのと両方とも増えているんですけども、シカ柵効果で被害額は24年度から25年度は半分以下となっていると聞いていますけれども、この二つが予算が増えているということは今どのような状況になっているのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。まず12節役務費の手数料の関係でございますけれども、27年度の予算で599万1千円の計上となっております。内訳につきましては、シカの解体処理施設の手数料でございますけれども、599万1千円のうち585万円がこの分となっております。内訳といたしましては単価が4500円で1300頭をみております。4500円1300頭で585万円ということとなっております。次に委託料ですけれども、シカ捕獲業務委託料2200万円の計上となっております。これにつきましては、捕獲頭数が2100頭の単価が8千円で1680万円と、搬入した場合に1頭あたり4千円ということで、これが1300頭分で520万円、合計2200万円の計上となっております。それでそれぞれ180万円、700万円と増えているんですけども、これにつきましては平成26年度までは、当初予算は大体前年同額ということで、捕獲頭数からいけば年の途中で足りなくなることはわかっているんですけども、前年同額ということであとは補正対応ということで、これまでは実施させていただきましたが、年の途中で足りなくなるのがわかっていながら補正というのもちよっとどうかなということで、平成27年度につきましては、ある程度前年の実績に基づいて当初予算で計上させていただきたいということで今回このような計上となっております。ちなみに、シカの捕獲頭数につきましては、平成25年度が2748頭、平成26年度2月末ですけれども現在のところ1740頭の捕獲実績となっております。以上でございます。

委員長 ほかがございませんか。四戸委員。

四戸委員 3番四戸です。132ページの11節の需要費、修繕料、前回の説明では外壁の補修というふうにお聞きしておりますけれども、外壁の補修というのはペンキで補修するのかまたどういう補修の仕方をするのかまず先に伺っておきたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。需用費の中の修繕料ですけれども、平成27年度570万円の計上をさせていただいております。この570万の内訳につきましては、一般修理、これは斎場と墓地の分ですけれどもこれが15万円、あと貫気別地区の墓地の給水工事ということで55万円計上させていただいております。これ貫気別地区の水のところが実際の墓地から100メートルぐらい離れたところ、町民の皆さん運んでるということで、この分100メートル延長するということで55万円、それとただいまご質問にありました斎場の外壁修理、この分については400万円の計上でございます。工事の内訳といたしましては、外壁の正面と側面は壁の張りかえ、うしろについては、塗装ということで予定をしております。あと残り100万円につきましては2号炉の台の車輪の取替えとなっております。以上570万円の計上をさせていただいております。

委員長 四戸委員。

四戸委員 3番四戸です。前回は質問したと思うんですけれども、外は外壁補修して、みっちは良くなるのかなと思うんですけれども、中の内部のことなんですけれども、やはり、最近亡くなる方もたくさん、あまり良いことじゃないんですけれども、多くなりまして、これから先も高齢者がどんどん増えていくなかで、火葬場というのはやっぱり今よりまた使用が増えてくるのかなというなかで、お年寄りが増えてきている。そういうなかでですね、やっぱりお年寄りになると畳の部屋で、あまり座れない。この間の説明では椅子もあると言いましたけれども、やはりロビーっていいですか、あの辺の改修も考えてほしいなと思ってこの間も言ってるんですけれども、その辺課長どう考えておりますか。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。この件につきましては総合計画の議員の全員協議会の中でもご質問がございましたけれども、確かにロビーと和室、現状で満足しているという認識はございません。ただいづれにしても和室を広くするにも、ロビーを広げるのもやはり増改築ということになりますので、多額の費用がかかることから第6次の総合計画の中で十分協議をさせていただきたいというふうにお

答えをさせていただいております。それで高齢者の方が食事のときにその和室を使った場合、足が痛くてなかなか座っているのは大変だということでございますけれども、この件につきましては葬儀とかでよく使うあの座椅子っていうんですかね、あれを平成26年度の予算の中で10個か20個、購入を今考えておりますので、そういうことで当面の間は対応させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 ほかございませんか。なければ133、134。135、136ページ。137、138ページ。四戸委員。

四戸委員 3番四戸です。138ページの11節、需用費。この修繕料なんですけれども、前回の説明では公園のあずまやと聞いておるんですけれども、このあずまやの修繕、これ全体的に修繕するのか、それとも一部分修繕するのかその辺伺いたいと思います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。あずまやの修繕ということですが、現在点検をしまして木でできておりました腐食が激しい部分のあずまやについて撤去をすることで、撤去費用で50万ほどみているようなかたちになっております。その後は新しく作るかということについては、作る予算はみておりませんので、撤去する費用で50万、新しくみているところです。

委員長 四戸委員。

四戸委員 それではこの間あずまやの補修って聞いたんですけど、撤去するっていうだけですか。あのあずまやはなくするという考え方でよろしいんですか。

委員長 産業課長。

産業課長 今お話したとおり今現状あるなかで、非常に危険になっているあずまやが1棟ありますので、その撤去を50万でしていくということでございまして、すべて撤去するということではございません。その後は休める場所がなくなるんじゃないかという議論もあったんですけれども、当面なかなか新しいのを建てるといことになりますと、負担もかなりあるということで、27年度については、撤去するということで、非常に危ないあずまやの部分について撤去していくという考えでありまして、その後新築するかどうかは次年度以降、27年度以降で検討していきたいと思っております。

委員長

四戸委員。

四戸委員

私もですね、あそこのあずまやは何回も見ております。結局4本の支柱が雨ざらしになるもんですから、当然腐敗するんです。腐るんですよ。今本当に押ししたら、課長言うように危険な状態というのは事実です。私は柱さえ取り替えば、あの丸い柱さえ取り替えば上のかかっている屋根だとかは十分使えるから、そんなにお金はかからないと思うんです。それとですね、あそこはやっぱりお年寄りの散歩のやっぱり親水公園ですから、やっぱり夏場だったらそこで休憩して休むだとか、やはり小中学生も公園、噴水公園だとかそういうところにきてけっこう遊んでますんで、そこもやっぱり休憩場にしてます。やはり、そういうお金をあまりかけるんじゃなくて、やはり柱の取り替えだとか、そうすればそんなにお金かかりませんから、そういうふうにして今も利用されているわけですから、ないとやっぱり不自由ですから、その辺も十分これからに向けて考えてほしいと思いますがいかがでしょうか。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。そういう案も内部で検討してはという意見もありました。上を残して柱だけ取り替えるということでもやはり50万ぐらいはかかるわけなんですよ。それもありまして、言われたとおり老人の方ですとか小学生等も利用しているということもありますんで、そのあとに椅子と簡易的なテーブル等を置くようなかたちで考えたらどうだということも話しはしましたけれども、日が当たっているということもありますんで、今回については撤去、とにかく安全第一でありますので、撤去するというところで、そのあとの整備については今後、委員の言われるとおり、検討していきたいというふうに思います。

委員長

藤澤委員。

藤澤委員

藤澤です。今の関連なんですけど、実は、私もあそこ大好きなところがございますので、先般温泉の方にわざわざおいでをいただきまして、温泉に対するかねてからいろんな自分なりの夢構想を語らせていただきました。そして今の下段のあずまやについても、あれはもう本当にこう100年の歴史もあるのかなという全く紅葉の時期には目で見ただけではまことにもったいない、まさにその自然に溶け込んだ、風景なのかなと非常にもったいない気しておりますので、ご一考の余地があればと思って慣例としてお話をいたしました。

委員長

産業課長。

産業課長

藤澤委員おっしゃるとおり温泉の下段の場所にありますあずまやについては、

秋、紅葉の時期に行きますと非常に紅葉がきれいで、その中にあずまやがあるということで、景観的にもすばらしい景観になっております。昨年見に行きました。そのあずまやについても柱等けっこう危なくなってきたということで、そのときは応急的に中に入らないようなかたちの処理をしてきたところがありますけれども、あの景観については売っていきける、要するに人を集められるような施設でございますので、その維持管理について十分検討して、利用してさらに温泉、ファミリーランドに人が入るようなかたちの方策を考えていきたいというふうに思います。

委員長 ほかございませんか。鈴木委員。

鈴木委員 138ページ、19節農業者就農対策補助金900万、これについては歳入のほうでもご説明ありましたわけでありまして、その説明の中でですね、家畜の購入、農地の取得、基盤整備等ということも含めてお話ありました。そういうことでは家畜を飼われている所への例えば第三者継承のようなことも含めて新規就農みたいなかたちのことも対象になるという前提で言われたのかなというふうに思っております。それでですね、まずこの今年の予算の900万、2件というふうに判断するんですけど対象になる方がどういう方なのかということについてまずご説明いただきたい。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。歳入のときにも説明をさせていただきましたけれども、対象になる方はUターン等で後継者で帰ってきて、5年以上が経過するとちょっと対象とならないんですけども、年齢については45歳までということでしたけれども4月1日からは50歳までというかたちで補助を受けられるというようなかたちです。委員、第三者継承等についても対象になるのかというお話ですけれども、基本的には今までどおりUターン後継者で帰ってきた部分の対象ということをお話しております。内容等については先ほど、歳入のところでも申し上げましたけれども、規模拡大ですとかハウスの増棟ですとか畜舎の増改築等に今までは補助をしているということで、400万の2件あたりで800万という予算を今までは組んでおりましたけれども今回は100万増額していただきまして、400万円の2件と100万の1件ということになりますけれども、平成26年度の申し込み活用者については1件のみでありました。広く活用をしていただきたいということで周知をしておりますけれども、なかなか自己資金ももちろんありますし、2分の1の補助ということになっておりますのですぐにみなさんすぐやれるかというとなかなか難しい面もあろうかと思っておりますので、その点も含めて27年度については、家畜の購入ですとか、土地の賃貸、購入、基盤整備の部分について、先ほど説明のとおり、2分の1

で100万限度ということで、予算的には100万というふうになっておりますけれども、そちらのほうが多く出てきた場合については、400万円2件の分の出てき具合によってはそちらのほうを中でまわしながらそちらのほうに多く補助をしていきたいというふうに考えております。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

今答弁の中にありましたけれども、実はやはり26年度でありますけれども、酪農の関係で1件第三者継承ということがですね、かなり話としてはあったわけですけれども、まあいろんな条件ありましてなかなか最終的にはクリアできなかったということがあります。ただその話の中でですね、こうした町の新規就農的な人たち、第三者継承もそうなんですけれどもなかなか使えるのかということが農業関係者の中からも実は出ていまして、当然そういうことについても、今後しっかりと農業の後継、まあ第三者継承であろうがやっぱりこう対象にしていく必要があるというふうに今思っているわけです。また振内のネオフロンティア、新規就農者受入協議会でありますけれども、その中でもですね、地域の後継者のいない、まあここはトマト農家でありますけれどもその方が、そろそろ本当に引退をしたいということで第三者継承ということについて、話がはじまったばかりでありますけれどもそういうかたちの協議がすでにはじまっております。そういったことを含めてですね、第三者継承といってもたぶんその土地に入ってですね、少なくとも2年ほど研修して、譲り渡すほうの人も気持ちよく、まあこの人になら譲り渡せるというようなことになっていかないとなかなか進まないということもあろうかと思っておりますので、まだ1、2年の余裕の期間はあるかなと思うんですけどやはり早急にですね、第三者継承というかたちについてもやっぱり新規就農と同じような助成制度ということをぜひこの機会にお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。鈴木委員おっしゃられるとおり新規就農2件だけでは農家の減少に追いつかないということもありまして、第三者継承等について検討して、早い段階でシステムをつくっていききたいというふうに考えております。そのために毎年1月に札幌のほうで行われます第三者継承のセミナーというところに、毎年職員のほうで行って、どのような内容かどう状況でやれば、一番うまくいくかということを勉強しながら研究しているところでございますし、北大との連携協定をしましてその教授が第三者継承の専門の方ということもありまして、その方の意見ですとかを十分聞き取りながらうちの町にあったようなかたちのもの、第三者継承は畜産関係が最初進んでるということで、道東のほうですとか、道北のほうで何件か進められているということでもあります。

ので、うちの町も酪農関係もございますけれども、施設野菜関係も第三者継承的なかたちで次の人にバトンタッチできればということも検討しておりますので、その点について、なるべく早い時期に道を決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかございませんか。平村委員。

平村委員 19節の負担金のところなんですけれども、特産物消流通対策事業補助金というので310万円がのっているんですけども、昨年度も110万円ほど昨年は少なかったんですけども、この関係について、本年度の事業予算ですけど、どういう内容の事業内容なのか、その辺をお聞かせください。それと毎年こういう事業をいろいろなかたちでやっていると思うんですけど、その費用対効果とかそういうのを調査しているかどうかちょっと教えてください。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えをさせていただきます。特産物の消流対策事業費補助金ということで310万円、予算計上してございます。これにつきましては例年行っておりますトマト和牛フェアということで実施をしております、当初、予算の段階、町の予算を編成する段階では210万円の町補助と100万円についてはいきいきふるさと補助金ということで予定をしていたところでございます。300万についてはトマト和牛フェアの関係に使うということで、10万円については、新たに北大と連携をしまして、8月の第3週に北大のほうで行われます北大マルシェというイベントがありまして、そちらのほうにトマトですとかトマトジュースを持って町の職員と農協青年部の方と一緒に行ってPRをするというようなイベントがありまして、そちらのほうに10万円を計上しているところでございます。今年度につきましては、具体的にどのような内容ということはまだ決定はしておりませんが、ホテルで3年間やりまして、来ていただいて、和牛ですとかトマトを味わっていただくというのをやりまして、去年はファクトリーのほうで2日間、特産品の販売と試食等を行っているというような状況で、今年度についてもそういう人の集まる施設で町の特産品をPRできるイベントということで考えております。費用対効果という部分ですけども、なかなか300万かけていくらの効果があったかというのはちょっと把握はしておりませんが、知名度的にはかなり上がっている部分と特産品を販売している部分では、昨年農産物と和牛の販売で160万ほどの売り上げがあったというようなかたちになってございます。そのほかにファクトリーのなかにありますイタリアレストランのほうで和牛フェアということで平取の和牛を使った昼食をとっていただくというようなイベントもやりましておりますけれども、具体的に販売が上がっているかという部分ですと、この事業の趣旨とし

てはいかに平取の特産品を都会の方に知っていただくかということ趣旨にやっておりますので、販売もさることながら多くの方に知っていただくということで、新聞媒体を使ってPRをしたり、当日ラジオに来ていただいて中継をしていただいたりということで、PRをしてきているところでございます。今年度についてもそのようなかたちで進めていきたいと思っております。

委員長 ほかございませんか。松澤委員。

松澤委員 138ページの19節農業者就農対策補助金なんですけども、確認なんですけども、この名称なんですけども、歳入のほうではここに促進っていうのがついてまして、前回資料としていただいたところにも促進についてなんですけどもこの名称でよろしいんでしょうか。

委員長 産業課長。

産業課長 大変申しわけありません。予算書の原稿ができてきた段階で、各担当で間違いないかどうかという確認がございまして、産業課のほうでも確認をしましたけれども、見落としとしてございまして歳出のほう、促進が抜けているということで大変ご迷惑をおかけしております。促進が入るようなかたちが正解です。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ139、140ページ。山田委員。

山田委員 140ページの農村ふれあい事業補助金、後継者対策費ですけれども、昨年度の実績報告と今年度のもし計画などがございましたら説明願います。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 それでは委員のご質問にお答えさせていただきます。昨年でございますが、男性につきましては16名、女性の参加14名ということで、ちょっと日付は忘れましたが9月に実施しております。それで、カップリングの関係でございますが、3組が、いわゆるそのイベントによってカップルになられたというふうになっております。それで追跡の部分では、残念な結果になったというふう聞いております。また本年度でございますが、負担金の部分で予算計上しております。農村ふれあい事業補助金ということで、78万。いわゆる、26年度から比しまして30万の増加になっております。この関係につきましては、26年度、今年度の事業実施の後に参加者によりまして反省会のなかから、27年度においては2泊3日の日程で、道外からの方々も呼びたいというふうな声が多くを占めましたので、それにかかる所要の経費を予算盛り込みしたところで

ございます。またあわせて町の補助金のほかに、農協さんの補助金も拠出をいただくということで、確認をとらせていただきます。以上でございます。

委員長 ほかにごさいませんか。なければ、141、142ページ。山田委員。

山田委員 142ページの農産物加工場管理委託料、これは例年聞いてますとおとりトマトジュース工場の管理委託料と聞いております。例年聞いて忘れてるのかもしれませんが、もとのマッシュルームの工場のあるその使用料とか管理状況というのはどうなっているのかというのと、あと隣に建ってます、今中国の研修生がプレハブで実習されているところ。あの建物は農協のものなのか、町のものなのか。また、料理などは管理棟というか工場のほうでやって、水道ガス使っていると思うんですけども、その辺の料金等はどちらで面倒をみているのか、もらっているのか、その辺ご回答願います。

委員長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。マッシュルームのあと地につきましては町有地になってございまして、マッシュルームが倒産というか、やめたあとで、あと土地利用ということで、畜産公社の関係でもございまして、農協からも出資をいただいているということで現在農協のほうで、アグリサポートのほうで機械を置いているというかたち、建物の中には機械を置いているというようなかたちになってございます。経緯につきましては農協も出資していたということで、無料での貸し出しをしておりましたけれども、平成27年度から町有地の貸し出しの料金の例に従いましてその面積分を農協からいただくということで、それでは今までなんでもらってなかったんだということになるかと思っておりますけれども、マッシュルームの経緯もございまして、その後農協のほうでアグリサポートの機械等を入れてたということで、今回JAのほうも合併するということでですね、農協が借りてる部分についてははっきりしていかせるということもあります。契約を結んで使用料金についてはとるようなかたちで、考えております。農協のほうとも協議をして話を、27年度から料金をもらうということで、話をしているところでございます。それと建物のほうなんですけれども住宅については、町の住宅になっておりまして以前は中国の研修生の方が入っておりましたけれども現在は一般の町民の方、緊急的にちょっと入る住宅がないということもありまして、町民の方に貸し出しをしておりまして、その使用料等については町のほうに納めていただいているというかたちで利用しております。以上です。

委員長 副町長どうぞ。

副町長 それでは、少しもれてたところがあったので。プレハブの施設ですけども、プレハブの施設と、それとマッシュルームの栽培棟にあります風呂、食堂それらについてはいっさい農協が改修をして設置をしたということで、それにかかる費用、それと維持管理にかかる費用についてはすべて農協負担ということで、町が負担をしているということはございませんので、ご了解をいただきたいと思えます。

委員長 休憩いたします。

(休 憩 午後 2時30分)
(再 開 午後 2時45分)

委員長 再開いたします。それでは143、144ページ。145、146ページ。147、148ページ。149、150ページ。151、152ページ。153、154ページ。千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。154ページの13節委託料のことでお伺いいたします。今たまたまちょっと雪降って、除雪の関係でありますけども、町道の除雪の委託料、これは以前私も一般質問を含めてですね一定量の年はほとんどないわけでございまして、その年によって除雪の場合は降ってる量によってですね、作業量も変わってくるということで、この委託料に関してはやはり出来高清算が私は常々よろしいのかなというふうには思っていましたけども、まだ、今までどおり一括の委託で請け負わせてるのか、その辺、将来のことも考えながらどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 町道の除雪委託料の関係でありますけど、ここで計上しております除雪委託料につきましては芽生、旭、豊糠地区だとか仁世宇での20センチ以上の降雪の委託料としておりますが、これについては出来高での清算をしております。ただ除雪ではありませんけど町道維持管理委託料のなかにつきましては一定の定額での除雪も含めての委託契約ということでなっております。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。なければ155、156ページ。ございませんか。157、158。159、160。161、162。163、164ページ。安田委員。

安田委員 163ページの交際費で教育委員長交際費8万ってあるんですけど、教育長もこのなかに含まれているんですか。

委員長

教育長。

教育長

お答えをさせていただきます。交際費ということで教育委員長交際費 8 万円ということで予算計上させていただいておりますけども、これにつきましては、あくまでも教育委員会の委員長という立場での交際費ということでございまして、これに関しましては基本的に用途ということでは中体連に生徒が出場した場合の 1 人当たりジュース代といいますか、飲料代というようなことで支出をしているということでの予算計上ということになっております。

委員長

ほかにございませんか。なければ 1 6 5、1 6 6 ページ。1 6 7、1 6 8 ページ。1 6 9、1 7 0 ページ。山田委員。

山田委員

申し訳ございません。小学校費の中の教育の振興ということについて質問させていただきます。项目的にはないんですけども、昨今英語の授業に関して今かなりの低学年までの授業が各市町村でやられておられるということで、平取町に関しても、英語教師などを含めて、授業が行われていることと思っておりますけども、現在の段階で 5、6 年生は必須というか、授業の中に取り入れて授業を行うべきと考えますけども、この関係で平取町として低学年で、小学校 1 年生からの英語の授業としての取り組み等については、今後どのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

委員長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきます。小学校にかかわります外国語活動ということでのご質問になろうかなというふうに思いますが、現在、小学校におきましては、教科ということではなくて、あくまでも特別活動ということでの外国語、いわゆる英語ということで授業を展開をいたしております。このことにつきましては、年間 3 5 時間ということで、5 年生、6 年生を対象としているものであります。このことにおきましては、学級担任はもとより外国語指導助手として町で採用しております職員、さらには、人材活用というようなことで、講師を採用するなかで小学校に関しましては、基本的に教師と時間講師というようなことで、それぞれ対応しながら、そこに外国語指導助手も入ることになっておきまして、時間的にいきますと先ほど言いましたように年間 3 5 時間、週 1 時間ということになってまいります。それでそういきますと時間講師ということにおきましてはだいたい週に 1 回、それぞれの学校に入ることになります。それと外国語指導助手ということでは 3 週から 5 週に 1 回小学校に入ることになっております。ですので、そのときによっては要するに T 1、T 2、T 3 という、3 人が一つの教室に入りながら外国語活動を行

っているということになっております。そのことにおきまして、現在国では2020年までに、外国語については教科化をするということでこれにつきましては5年生、6年生を教科化にしながら、3、4年生については現在のような特別活動といいますか、外国語活動というようなことを導入をしていくという現在の考え方でございますので、今後ですね、外国語ということにつきましては小学校においても充実がされてくるのかなというふうに考えているところであります。

委員長

山田委員。

山田委員

されていくのかなということで、国のほうからの指導が降りてこない限りは、今の現状でいきたいという考えに聞こえたんですけども、今前段申し上げたとおり、他の市町村では小学校1年生からの英語の特別授業になってるのか、授業として5、6年生並みにやっておられるのかその辺のことはよくわかりませんが、それでも小学校1年生のときから英語に親しむということをやっているということでテレビ放送あったんですけど、その辺も含めて2020年までに平取町としても待って、国の方針、指針がおりてきた段階で考えますよ、平取町独自ではそれまでは行いませんよっていう考え方でよろしいでしょうか。

委員長

教育長。

教育長

先ほどお答えいたしましたように、国としては2020年までに小学校5年生、6年生について教科化、3、4年生については現在5、6年生で実施をしている、特別活動ということでの外国語活動という授業体制をとろうとしております。そのようなことにおきまして、町として、現状においてですね、国の方針どおりいくのかということについてはですね、まだ具体的に協議はいたしておりませんが、考え方としてはやはり国の方針に沿っていくのかなというふうには現在は私自身はそうのように考えております。小学生の段階で他の市町村においては1年生からもう特別活動ということで、時数を組んでる部分もあるのかなというふうに思いますけれども、やはり小学校の段階では外国語にやっぱり慣れ親しむということをもちながらそれによって中学校のほうにつないでいくという考え方は私は最も適切なのかなというふうに思いますので、小学校の低学年から外国語を取り入れていくということでは相当やはり児童に対する負担というものが大きいものがあるというふうに思いますので、国が考えております3、4年生、中学年において外国語活動として取り入れながら、5、6年生については教科と、教科書を使いながら授業を行っていくという体制のほうは適切ではないかなというふうには思っております。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。なければ169、170。鈴木委員。

鈴木委員 すみません、168ページの20節、扶助費について伺います。小学校中学校において、要保護・準要保護児童援助費というのが組まれているわけでありまして、26年度に比較いたしまして70万3千円の減額と。教育行政執行方針の中にはですね、学用品費、修学旅行費及び給食費などのほかにですね、今年度からPTA会費あるいは生徒会費を追加したというふうに述べておられます。そういった意味では、それでもその対象児童が減ったということなのかなというふうには思いますけれども、最近しつかり伺ってなかったなというふうに思ったものですから伺うんですけども以前はですね、例えば、生活保護基準の1.2倍とか3倍とか多い市町村では1.5倍ぐらいまでとかつていう、そういう基準が各町村で定められているかのように伺っておりました。平取町としてですね、今現在この要保護・準要保護に対する基準というのは、どのように設けられているのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 教育長。

教育長 それではお答えをさせていただきます。小学校費、中学校費、共に要保護・準要保護児童に関わっての扶助費ということで予算計上させていただいておりますが、予算額的には前年度に対し減額をしたようなことで予算計上させていただいておりますけれども、私ども平取町の教育委員会の考え方といたしましては、今鈴木委員がお話されましたように、収入基準ということにつきましては昨年生活保護基準が改正されたということに伴いまして、道内の自治体においてはこの就学援助の厳格化というんでしょうか、その生活保護基準に見合ったようなかたちの中で、いわゆる収入基準を引き下げるといようなことで対応してきている町村もございます。しかし、私どもといたしましては、収入基準額については改正をすることなく、1.4倍ということで措置をさせていただいているところであります。そこにおきまして、予算的には減額にはなっているんですけども、あくまでも予算ということで、前年度から十分また対象人員といたしますか、そこら辺のことを精査をしながら予算を計上したということでもありますので、私どもとしての就学援助という内容については、先ほどご質問の中にもありましたけれども、生徒会費、そしてPTA会費をプラスするかたちのなかで就学援助の充実を図ったということでもありますので、前年度よりは予算額は落ちておりますけれども、内容的には充実させていただいたということでもありますので、この点ご理解いただければというふうに思います。

委員長 ほかがございませんか。169、170ページ。171、172ページ。173、174ページ。175、176ページ。177、178ページ。四戸委員。

四戸委員 3番四戸です。178ページ、19節の負担金補助金及び交付金について伺い

たいと思います。町長は先日の執行方針の中で、これまで町民が健康で豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指して、誠心誠意、全力を尽くしてきたと発言されております。また、教育長におかれましては、方針の中で、心豊かで心身ともに健康な体、知・徳・体のバランスのとれたより効果的な取り組み方について発言されております。町長、さらには教育長の方針については、私も同感する1人でございます。今申し上げました観点から質疑したいと思います。まず最初にこの補助金の対象となっている団体はどのぐらいあるのか。またこの団体に参加している人数はどのぐらいの人数なのか伺いたいです。もう1点として、要するに指導員っていいですかインストラクターという人は、現在何人いてその報酬はどのぐらい払われているのか伺いたいです。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

ただいまの質問に答えたいと思います。まず団体の部分でありますけれども、スポーツ少年団の部分ではまずスポーツ少年団本部というのがございまして、そこに所属している部分としましては、少年野球、柔剣道、バドミントンなど、9団体というふうになっております。一方社会人等につきましては、平取町体育連盟に加盟している状況ということになりますけれども、野球、バレーボール、バドミントン、パークゴルフ、ゲートボールなど14の協会などからなっております。体育連盟の部分でいきますと、25年度におきましては会員数では651名という結果となっております。一部に重複して加盟している部分というのはございますけれども、そういった人数になっております。その下に各地区なりの協会がありますので、具体的なチーム数なり団体数ということではなかなか把握できないところがあるんですけども、今言ったような会員という状況になっております。それから、スポーツ指導員としましては、教育委員会のほうで委嘱をしております部分におきましては、現在48名ということで委嘱をしております。特に報酬というものは出しておりません。

委員長

よろしいですか、四戸議員。

四戸委員

毎年人口が減少しているなか、またさらには少子化が進んでいるなかで、このことによりまして、町にとりましても、今後においては数々の課題が山積しているのも現状ではないかと思っております。ただいま課長の答弁にもありましたように、スポーツ団体の人数は651名、指導員は48名、それは無報酬、本当のボランティアということでよろしいんですね。そういうことで。そういうなかで、スポーツする人数としては人口も減っておりますけれども過去と比較しても、かなり減少しているのは現実だなというふうに感じております。今少年団の話もございましたけど、少年団の野球においては、振内の小学校と山日高と共同でチームを作っているのが現状でございます。またサッカーにおいても、

富川と合同でチームを作っております。親にとりましては、相当負担がかかっているのも現実ではないかと思えます。また、高齢者においては要するに頭を使う軽度なスポーツといいますか、それによってですね、認知の予防にもなるかと聞いております。昨年、アメリカにおいてですね、認知症の予防について世界中の学者が集まりましてね、この予防について発表されております。その中で、一番の予防対策はやはり頭を使いながら、軽度のスポーツが予防効果があるというふうに発表されております。子どものことは無論ですが、高齢者も増えておりますので、高齢者の健康づくり、病気の予防対策にもこういう観点から、この今出ている予算、これもう少し増額することができないものなのか、そういう観点から教育長の考え方について伺いたいと思えます。

委員長

教育長。

教育長

ご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。児童生徒をはじめとして高齢者に至る町民すべての心身の健全育成を図っていくということにおきましては、スポーツそのものは欠くことのできないものだというふうに考えるところでもあります。スポーツということでは、各競技におけます技術の向上ということとはもとより、特に自己責任でありますとかフェアプレイの精神を培っていくとか、さらには仲間、指導者との交流を通じるなかでコミュニケーション能力の育成をしながら、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育てていくのではないかなというふうに考えているところでもあります。そのようななかにおいて、ただいま児童生徒にかかわること、さらにまた高齢者にかかわることでのご質問でありますけれども、先ほどお答えをさせていただいておりますけれども、現在平取町には九つのスポーツ少年団があり、また中学校においては2校において、それぞれ運動部を設けながら、積極的に活動を展開をしているというような状況にもございます。さらには、高齢者というようなことで健康維持といいますか、疾病予防というようなことで、軽スポーツというようなことでの取り組みということにつきましても、教育委員会としても町の保健福祉課とタイアップするなかでそれぞれこれまでも実施をしてきているということになります。それで、ご質問にありましたように、予算的にさらに上積みをしたがら、もっともっと積極的に教育委員会としても事業等を行うべきではないかということになろうかなというふうに思いますけれども、教育費に限らずですね、各種補助金との総体的な均衡を図るということもございますので、十分その辺については、補助金要項等を精査を行いながら、検討させていただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、児童生徒、高齢者ともに、心身の健全育成ということにおきましては、スポーツというものは、欠くことのできないものというふうに認識しておりますので、十分ご指摘等を踏まえながら今後あたっていくたいと思えますのでよろしく願いいたします。

委員長

四戸委員。

四戸委員

教育長の考え方はわかりました。で、ですね、町長の考え方としてはどう考えているのか、今の質疑に対して答弁お願いしたいと思います。

委員長

町長。

町長

スポーツ少年団と各種団体の補助金を充実すべきだというご質問ではございますけれども、これまで経過を申しますと、平成13年から14年の三位一体の改革で交付税も約10億ほど削減された経緯もありますし、また平成15年と18年には大きな未曾有の大災害。そして、国では行政運営できなければ平成の大合併ということで、この三つのことが大きく重なったなかでですね、平取町では合併を迫られていたところでもありますけれども、どの町とも合併せず自立の道を選択しながら今日に至ってございます。そういった状況のなかでそのときには職員の給料の削減をはじめ、各種団体の補助金等も一律に削減しながら財政の健全化を図ってきた状況にございます。そういったことではございますけれども、本当にまずは健康づくりというということが大変重要な面というのはございますけれども、一部ですね、補助金をそういったかたちで増額することによって各種団体の補助金との均衡等々ございますので、これから財政状況等を十分勘案しながらですね、四戸委員さんのご意見も十分に配慮しながら十分内部でも検討しながら、本当に必要な部分についてはですね、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

ほかございませぬか。179、180ページございませぬか。千葉委員。

千葉委員

179ページということで、13節の委託料のことでお伺ひしたいと思ひます。この件については2点、質疑というかあるんですけども、1点はですね、ここに書いてる委託料のいわゆる町の体育施設費として計上してある町民プールのご事情でございます。ご承知の通り各学校には学校プールということで166ページ、学校管理費の中に含まれているいわゆる学校プールの委託料ですね、それから監視業務含めて、二つの計上があるということで、私は振内の町民プールという、最初に建てられたときの経緯というのは実はよく存じてあげてないんですよ。なんで町民プールにしたのかな。特に赴任してくる小学校の横に隣接してある町民プールなものですから、赴任してくる新しい先生たちはいつも素朴な疑問を持ってるわけですね。何で振内小学校が町民プールで、例えば二風谷とか本町、貫気別もそうですけども学校プールになってるのか。この辺のいきさつは別として、これはやっぱり統一して費目としてですね、私はあくまでも体育施設という、いわゆる町民プールというかたちっていうのはもうそろ

そろ私は廃止して学校プールというかたちで管理委託含めてどうなのかなという素朴な疑問を持ってるわけなんですけど、その辺の考え方まず1点伺いたいのと、それと、これは名称の違いなんですけどその下にある振内の青少年会館という名称もそうなんですけど、これもいわゆる町の体育施設として費目を計上しているというかたちのなかで、やはり青少年会館という、そのスタートした時の名称、そういったかたちのなかでももうそろそろですね、統一的に町の施設であるよというかたちのなかで、全町的な、広義の意味でですよ、全町的な視野に立って考えるのであれば、こういった費目の名称あるいはその施設の名称というのは考えていくとらえ方できないのか、その点伺っておきたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

それではお答えをさせていただきます。ただいま町民プールの監視業務委託料ということでのご質問になろうかなと思いますけれども、それと学校プールの兼ね合いということになろうかなと思います。学校プールということにおきましては、町民プールもそうなんですけれども、7月1日から8月31日までの2月間ということで、それぞれ開放させていただいております。町民プールという位置づけにおきましては、平日のいわゆる夜間、それと土曜、日曜日ということでの利用ということでそれぞれ管理等を委託をしていると。学校プールということにつきましてはあくまでも学校での授業等に使うプールというような位置づけで学校プールと町民プールというふうに区別をさせていただいているところであります。そのことにおいて、予算といたしましても、小学校費に計上しながら、さらには、町民プールということでは体育施設費に計上しているということになっているところであります。そのようなことで、町民プールと学校プールということで統一をしながら施設管理ということもそれも全くでき得ないことではないかなと思いますけれども、学校での使用そして一般の開放という部分での使用ということを区分しながら、それぞれ管理をしてきているということでもありますので、予算的にはそのようなかたちのなかで計上させていただいているところでございます。今後の予算措置といいますか予算計上のあり方ということについては、また検討の余地もあるのかなというふうに思いますので、その辺については十分また内部で検討、協議等をさせていただければというふうに思っているところであります。あわせまして、振内の青少年会館の管理業務でありますとか、町民体育館もそうですし、貫気別の町民センターということもそうでございますので、町の施設ということでは一本化しながら予算項目としてあげていくということもそれは不可能ではないかなというふうに思いますけれども、あくまでも明確に予算項目として計上させていただきながら、ご理解をしていただくということでこれまで来ている部分もありますので、これについてもプール同様、あらためてそのあり方、どうあれば一

番いいのかといいますか、それについては、検討等はさせていただければというふうに思います。

委員長

千葉委員。

千葉委員

私は振内に住んでいるわけでございますけども、一番最初に素朴な投げかけあったのは新規就農者の方で、最初に来たときの方が、振内の町民センター、玄関看板ありますよね、振内町民センターと。中に入っていくと振内青少年会館の体育館。で、町民センターの施設はここだよと。そういう区分はおかしいんじゃないのという、ここら素朴な投げかけだったんですけど、やはり管理業務をですね、私は区分として名称の単なる名称のことだけではなしに、やはり今後の施設のあり方も含めてね、費目の計上の仕方も含めて、このへんやっぱりしっかり分けして考えていく必要、私はあると思うんですね。確かに振内青少年会館といえ、そのとおり我々昔から住んでる人間はわかるんですけども、特に新しく就農で来られた方とか、例えばふるさと親子留学で来られた方やなんかちょっとその辺から手間取ったということは、考え方を理解してもらうのにちょっと時間、説明するのにも時間がかかったというようなことがあるんですけども、そのへんやっぱり施設の効率的な管理のあり方も含めてですね、名称のあり方なんか全くかえるつもりないんでしょうかね。もう一度伺います。

委員長

教育長。

教育長

教育委員会が所管をしております、いわゆる体育館ということで振内の青少年会館、ということになります。そして、貫気別の町民センター、本町の町民体育館ということで、体育館として建設をして、それに併設をしながら、振内については町民センターができ得てきてるのかなというふうに思いますし、貫気別につきましては生活館、支所も含めながらですね、それに併設がされてきているということでありますので、条例上におきましても、あくまでも、振内の青少年会館、まあこれは体育館になりますけども、そういうことで条例上もそのように規定はさせておりますので、まあ管理上ということになってまいりますと、体育館の管理ということにおいては体育館が現在行なっている。町民センターということになりますと振内支所ということになってまいりますので、そこら辺の管理体制上についてはやはりまた、人力的な問題等もございますので、それらについては検討は、体育だけのほうで行なうということではなくて、町部局のほうともですね、これらについては、調整をしていく必要はあるのかなというふうに思います。

委員長

千葉委員。

千葉委員

すみません、もう一度だけ伺いますね。いやわかるんです。教育長言ってるのは非常に当たり前の話は当たり前に捉えて受け止めてもいいんですけど現実をみていますとね、例えば振内の町民プールありますよね、現実夏休みなんか入ってくると、使う期間がもう限られてますから、小学校の教頭先生あたりもう汗だくになって一生懸命管理してるわけですね。ということは、そんななかで町民プールという名前を掲げていることはこれも素朴な疑問ですよ。来られた先生はどうしてだろうということからいっつも聞かれるんですね。新しく先生かわれば。やはりその辺のことと、それから貫気別が町民センターというかたち、振内も町民センターというかたちで、だから町民センターの中にある町民センター体育館でもいいと思うんですけどね、これはまた青少年会館の管理はむこうで、名称むこうでって玄関も別々にはなっているんですけども、やはりこの辺管理する意味合いでもですね、やっぱり費用をやっぱり縮減していくという意味でもいろんな考え方がやっぱり僕はあっていいと思ってるんですね。近い将来の課題としてですね、私言ってることちょっと考慮して考えてもらえるようなことがあればありがたいと思ってますけども。

委員長

教育長。

教育長

まずプールの関係でありますけれども、プールにつきましては千葉委員ご指摘のとおり、学校プールであり町民プールであるというようなことで、学校で使う時は学校プールであり、一般に開放するときは町民プールという位置づけのなかで、管理の時間帯等も違ってきますけれども、正直申し上げまして、小学校の管理職といいますか、特に教頭でありますけれども、管理をしているというのが実態なのかなというふうに思います。やはり負担的にも相当なものかなというふうには思っておりますので、これについては十分管理のあり方、管理体制といいますか、これについては検討等をしていきながら学校職員の負担といいますか、その辺も軽減させていければなというふうには考えております。また振内青少年会館もそうですけれども、他の体育館そしてそれに併設しております町の生活館であり、町民センターでありますか、支所もそうですけれども、その管理のあり方ということについては、体育の観点から申しあげることだけはできませんので、また、先ほど申しあげましたけども、町のほうとも協議をしながら、最も良いといいますか、あるべき管理体制というものについて検討をさせていただければというふうに思います。

委員長

よろしいですか。ほかございませんか。平村委員。

平村委員

10番平村です。同じく179ページの委託料なんですけど、ここにはのってないんですけども、町民グラウンドの草刈りしかのってないんですけども、前から私は町民のグラウンドに照明を付けてほしいという要望を何度かしているん

ですけれども、前にも言ったときには任期の中で何とかしたいという町長の答弁だったんですけど、今年度も最終年の27年度の予算の中にも一つものってきてないんですけどその辺の考え方は住民にやはり約束して、マニフェストにも書いていながらそういうひとつものってこないということは、どうのお考えでいるのかその辺をお聞きしたいと思います。

委員長

町長。

町長

それではお答え申し上げたいと思います。任期中に公約ということで、照明をグラウンドにつけたいというようなことがございましたけれども、いろいろ内部でも協議したところ、まず最初にグラウンドに非常に石が出て危険だというようなことで、全体的な老朽化もございますので、これらの整備を最優先にしたという考え方が一つあります。それと2点目には、やはり泊の原発がとまりまして、電力の供給が安定の見通しがないというようなことで、北電のほうからも再三にわたりまして公共施設についてはできるだけ抑制をしていただきたいというようなことの強い要請がございまして、今回のローリングのなかには盛り込めないでございます。そういったことで、これについてはですね、そういう要請があった団体のほうにそういった説明を丁寧にしながら、ご理解をいただきながら、第6次の計画の中で十分その辺についてはまた議論をしながら、できれば、前期の5か年の中でそういったことを再協議することで、団体とも協議をしてご理解をいただいておりますので、ご理解願いたいというふうに思っております。

委員長

平村委員。

平村委員

その内容はわかるんですけど、もし町民グラウンドがそうやって石とかそういうのがあるということで、聞いてみたんですけどそんな石はあまり出てないということで、もし住民の人の意見としては、二風谷ファミリーランドのこのグラウンドでもいいと。あそこに太陽光の設置もしてあるので、あそこで照明施設をやって、そこでスポーツをやったりサッカーをやったり、ソフトボール、野球やって、帰りは温泉にも入れるので、もしよかったらあっち側でもいいんですよって言う住民の声なんですけど、太陽光も町のほうで建ててますし、そういう観点でこっちのほうは、電源の、電気の関係がだめであれば、そちらでもいいという住民の声なので、その辺もお含みおきお願いしたいと思います。

委員長

町長。

町長

本当に団体の中でもですね、特に農協の青年なんかは、人数は小数でありますけれども、本当にトマトで頑張っていて、町の名声を高めていただいているという

面ですね、そういった声もしっかりと聞きながら、何とか実現をさせたいという思いでございます。仕事ばかりじゃなく、本当にそういう楽しみを持ちながら仕事に意欲を持ちながら頑張れる、そういった団体の声もしっかり受けとめながら取り組みたいというふうに考えてございますので、それらについては第6次の検討の中で協議をしてみたいというふうに思っておりますが、この公設グラウンドについてはですね、周辺に公営住宅等もございますし、また二風谷には温泉もできて本当に中心的な位置でもございますので、もし、そういった本当に汗を流して温泉に入っただけというようなこともございますので、それも選択肢の一つなのかなというふうに考えておりますので、委員のご意見については十分配慮しながら考えてみたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

よろしいですか。鈴木委員。

鈴木委員

180ページの7節賃金、また13節委託料の給食調理業務委託料についてですね、伺っておきたいというふうに思ひます。この件につきましては26年3月議会そして26年9月議会、それぞれ議論をさせていただいているところがあります。そういったことで、いろいろとその背景になりました行革についての説明も行われたところでもありますけれども、あらためてですね、自分としては、いろんな角度からこの給食業務、委託ということではなく、今までどおり進めてはどうかというお話しをさせていただいてきました。それでですね、最終的に町側の説明としてですね、この内閣府の公共サービス改革推進室からの回答というのをもとにですね、業務委託しても偽装請負にはあたらないという見解を示されたところがございます。それでその委託のこの資料をですね、私総務課長からいただきまして、まだ実は時間あつたんですけどなかなかここまできなかつたものですから、そのことについてはまた明日にでもね、最終的に質疑させていただきたいなというふうに思つてるんですけども、まずその前段として7節賃金の関係で、代替調理員賃金と小学校5校、中学校2校ということですね、26年度より5万5千円増やしたかたちの、33万円というかたちでみておられます。実は昨年9月にこの関係伺つたときにはですね、平小の調理員の方1人については、非常に体調が悪くて休みがちだったということもあつてということで、最終的にみずから退職される道を選ばれたというふうに伺つていたわけでありまして。そしてそのあとですね、たぶん臨時職員として、配置されたんだろうというふうに理解しておりますけれども、そういった意味ではですね、伝え聞くところによりますと若い方が入られたというふうにも伺つておりますので、何人分これでみていいのかということが一つのあれなんですけどもその若い方が入られたあとですね、それまでの昨年の実績の退職されるまでの代替調理員の数字と、代わられたあとというのはやっぱり若い方が入つたというかたちのなかでは、さほどですね、それほど、それまでよりかはそ

の代替の調理員の必要数というのは減ったのではないのかというような推測もするわけなんですけれども、その点、この積算の根拠についてですね、伺っておきたいなというふうに思います。それと、この委託料の関係であります。先ほど若い方が入られたというふうに私もちょっと伝え聞いております。で、そういう認識で間違いないのか、ちょっとそのへんについて伺っておきたいと
思います。それと、委託に回すというのは、その方が3月までの臨時職員ということからですね、その方を臨時職員ということで3月いっぱい
の雇用契約ということで切られると、切るということが前提で、ここに平小ということで、1名ということで計上されているという理解でよろしいのかどうか伺っておきたいと
思います。

委員長

質問と答弁がこのあとやられるんですけど、時間になりましたので、答弁は明日ということで、よろしく願いいたしたいと
思います。雪も大変降っておりますのでそれぞれ皆さん帰ってから大変でしょうから今日はこれまでといたしたいと
思います。それでは明日11日は午前9時30分から委員会を再開いたしますので、定刻までにご参集願いたいと
思います。本日はご苦勞様でした。

(散 会 午後 3時35分)